

煙体験ハウス
鹿行広域消 本部



銚田市国土強靱化計画

令和7年3月 改定



ごあいさつ

気候変動に伴い自然災害が頻発し、その被害も甚大なものとなっております。令和6年元日に発生した能登半島地震においては、多くの人的被害及び住家被害や、道路や電気・水道等のライフラインにも甚大な被害が発生しました。この地震により、多数の被災者が長期にわたる避難を余儀なくされており、その後、復旧・復興最中の能登地域を襲った線状降水帯を伴う大雨により、被災地は一層厳しい状況に直面しております。

本市においても、東日本大震災や令和元年東日本台風（台風19号）のような大規模な自然災害は、多くの市民の皆様のご生活に重大な影響を与えてきました。

国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、その後「国土強靱化基本計画」が策定されました。茨城県においても、平成29年に「茨城県国土強靱化計画」を策定し、防災・減災に取り組んでおります。

一方、本市においては、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域へ致命的な被害を回避し、速やかな復旧・復興に資する施策を計画的に推進するため、令和2年4月に「鉾田市国土強靱化計画」を策定し、様々な取組みを実行してまいりました。

今回の改定につきましては、令和6年度末をもって現計画が満了することを受け、近年の自然災害や人口減少等の社会情勢の変化等を踏まえ、「市民の生命」及び「財産」を守るため、これまでの取組みを強化した施策を展開するとともに、新たにデジタル活用の視点を取り入れながら、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えた安心して暮らし続けられる社会を目指すこととしております。

結びに、本計画の遂行にあたっては、行政だけでなく、地域の皆様、関係機関、各種団体と一丸となり、総力を挙げて取り組むことが必要です。「安全・安心なまちづくり」の実現のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

鉾田市長 岸田 一夫



目次

第1章	銚田市国土強靱化計画の考え方、目標について	1
第1節	計画の策定及び改定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画の対象とする災害	3
第4節	基本的な方向性	4
第5節	基本目標	4
第2章	国土強靱化における銚田市の現状について	5
第1節	本市の概況	5
第2節	近年の災害の記録	7
第3節	想定される災害	12
第3章	脆弱性評価について	17
第1節	脆弱性評価の考え方	17
第2節	脆弱性評価の手順	17
第3節	事前に備えるべき目標とリスクシナリオの設定	18
第4節	施策分野の設定	20
第5節	リスクシナリオを回避するための現状の評価	20

第4章	リスクシナリオへの対応方策について	21
第1節	リスクシナリオ毎の脆弱性評価と対応方策	21
	事前に備えるべき目標・リスクシナリオ 1	22
	事前に備えるべき目標・リスクシナリオ 2	36
	事前に備えるべき目標・リスクシナリオ 3	49
	事前に備えるべき目標・リスクシナリオ 4	51
	事前に備えるべき目標・リスクシナリオ 5	54
	事前に備えるべき目標・リスクシナリオ 6	59
第5章	計画の推進と進捗管理について	67
第1節	施策の重点化の設定	67
第2節	施策の進捗管理とPDCAサイクル	68
	特記すべき推進施策の詳細	68

第1章 銚田市国土強靱化計画の考え方、目標について

第1節 計画の策定及び改定の趣旨

(1) 計画の背景と趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平時から大規模自然災害等様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月に同法に基づき国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定しました。

茨城県においても、市町村や関係機関相互の連携の下、県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成29年2月に「茨城県国土強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定しました。

このような中、本市において、東日本大震災以降も令和元年10月には令和元年東日本台風（台風19号）により、暴風や豪雨などによる被害が発生しており、第2次銚田市総合計画にて将来像として掲げている「いのち」と「くらし」の先進都市を目指し、災害に対し地域一体となって備える、安全・安心なまちづくりの推進に取り組んでいます。

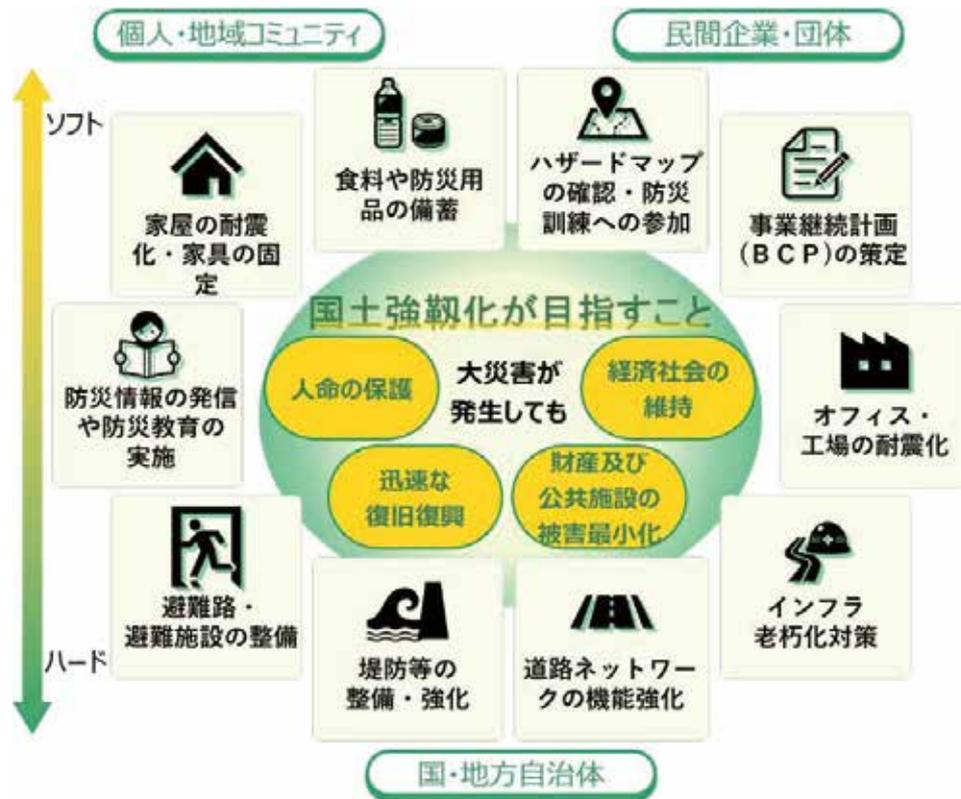
国基本計画及び県地域計画の策定をうけ、本市においても、昨今の激甚災害から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を計画的に実行するとともに、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを、国・県と一体となって推進するため、「銚田市国土強靱化計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

国基本計画が令和5年7月、県地域計画は令和4年3月に改定が行われ、本計画が令和6年度で計画期間の最終年度を迎えるため、国の動向を踏まえた改定を行うこととしました。

(2) 国土強靱化について

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らないよう、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面で行う「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を計画的に実施することで強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

●国土強靱化によって目指す全体像



第2節 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定します。

また、国基本計画及び県地域計画と調和のとれた計画とすると同時に「第2次銚田市総合計画」における地域防災力の強化などの具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置づけます。



(1) 国土強靱化計画と地域防災計画

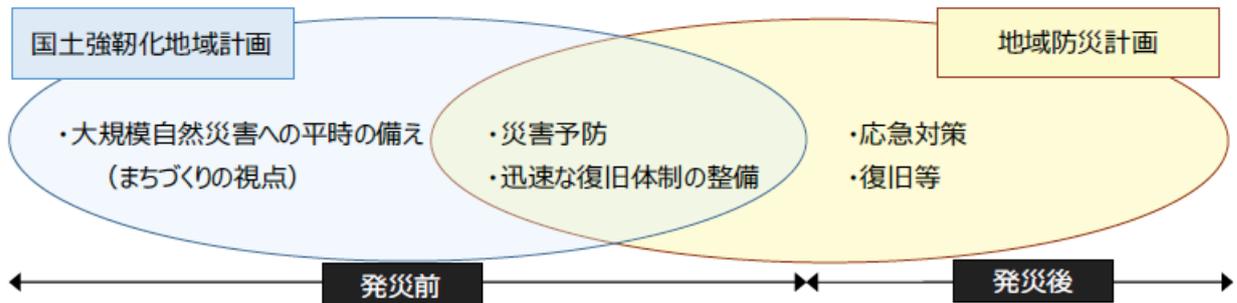
本市における災害への取組について定めた計画としては、別途「銚田市地域防災計画」があります。

地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。

これに対して本計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

第1章 銚田市国土強靱化計画の考え方、目標について

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



(2) 計画期間

本計画は、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、計画期間を5年間とします。本計画においては、社会情勢や地域を取り巻く環境変化によって、見直しを行う必要があると判断した場合は、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

当初の計画期間は令和2年度から令和6年度であり、改定後の計画期間は令和11年度までと期間の延長をします。

	対象期間							
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
市地域計画	→			→				
県地域計画	→							
国基本計画	→		→					

第3節 計画の対象とする災害

本市に影響を及ぼす災害としては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、国基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、県地域計画と同様に、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び「市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」という観点から、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、津波、台風、竜巻、豪雨などの風水害等）とします。



第4節 基本的な方向性

近年の自然災害や人口減少等の社会情勢の変化等を踏まえ、「市民の生命」及び「財産」を守るため、これまでの取組みを強化した施策を展開するとともに、新たにデジタル活用の視点を取り入れながら、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えた安心して暮らし続けられる社会の形成を目指します。

第5節 基本目標

前節で記載したとおり、いかなる大規模自然災害が発生しても市民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えた安心して暮らし続けられる社会の形成を目指すことを基本的な方向性として決めました。これを踏まえ、国基本計画とこれまでの基本目標を継承し、本計画の基本目標を次のように定めます。

基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

第2章 国土強靱化における銚田市の現状について

第1節 本市の概況

(1) 位置と地勢

本市は茨城県の東南部、鹿行エリアの最北部から中央部にかけて位置し、県都水戸市、鹿島臨海工業地帯まではいずれも30km圏内、筑波研究学園都市まで50km圏内、首都東京まで90kmの圏内にあります。市域は、北は大洗町と茨城町、西は小美玉市、行方市、南は鹿嶋市、東は鹿島灘に接しており、南北に24km、東西に17kmと広がり、県面積の3.4%を占める207.60km²の面積を有しています。

また、銚田川や巴川、大谷川が流れ、その支流域には水田が広がり、北は潤沼、南は北浦、東は鹿島灘に接し、豊かな自然環境に恵まれ、肥沃な関東ローム層と温和な気候を活かした全国有数の農業地帯となっています。

(2) 気候

本市の気候は夏季に多雨多湿、冬季に小雨乾燥となる太平洋岸式気候です。気温は例年35℃以上の猛暑日を記録し、冬は-5℃より下がる日もあり、降水量は年間1,400mm前後です。

(3) 総人口・年齢3区分別人口

① 総人口の推移

本市の総人口は、平成22年には50,156人でしたが、平成27年には48,147人(▲4.0%)に減少し、令和2年にはさらに減少して45,953人(▲8.4%)となりました。

また、本市の人口の減少は緩やかですが、その要因として年少人口・生産年齢人口の減少幅が少なく、老年人口が大きく増えていることが挙げられます。老年人口の増加については、移住等の社会移動ではなく平成22年時点の年齢別人口で最も多い55～64歳が、令和2年において全て老年人口に含まれるようになったことが大きな要因と考えられます。

●総人口の推移

単位：人

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	47,731	49,056	50,123	50,857	50,915	51,054	50,156	48,147	45,953

(出典：国勢調査)

第2章 国土強靱化における銚田市の現状について

② 年齢3区分別人口の推移

国勢調査に基づく年齢区分別人口（年少人口・生産年齢人口・老年人口）をみると、特に生産年齢人口の割合の減少が顕著であり、平成22年から令和2年までの間に61.8%から55.0%（平成22年比▲6.8%）に低下しました。年少人口の割合も減少傾向にあり、平成22年から令和2年の間に10.1%（平成22年比▲2.0%）まで低下しました。一方、老年人口の割合は昭和55年の10.6%から、令和2年の33.6%（昭和55年比+23.0%）まで増加しました。

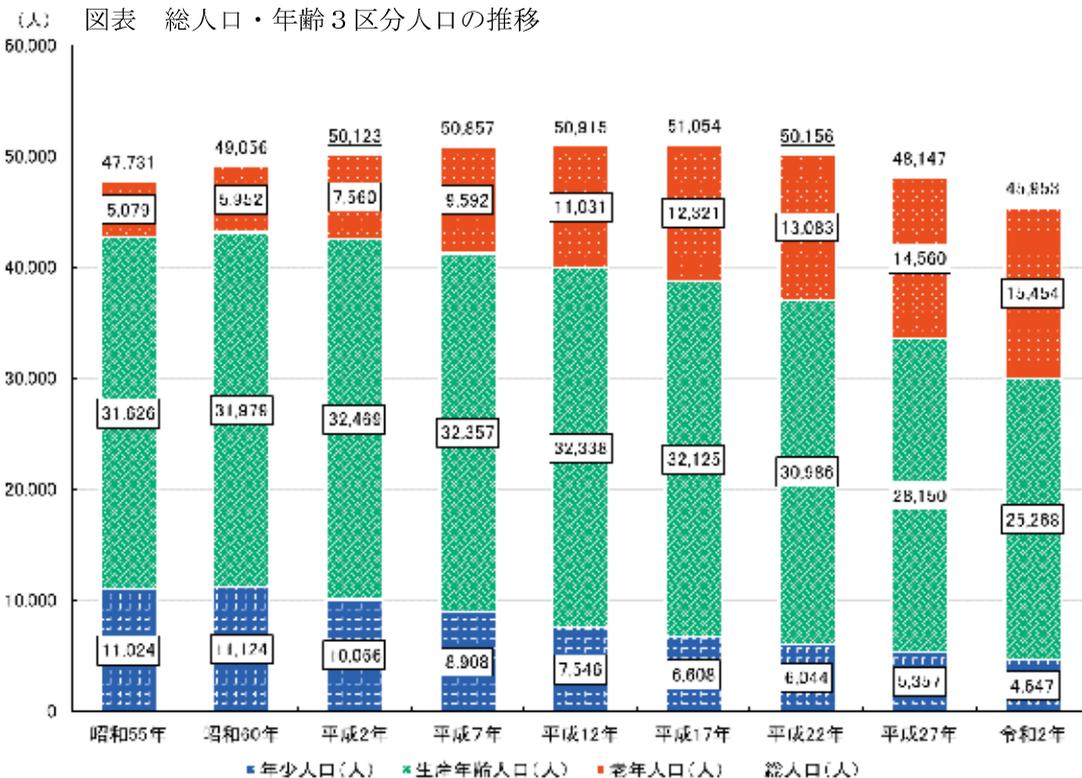
そのため、令和2年の老年人口の割合は茨城県平均29.9%を上回る33.6%まで上昇しており、本市は茨城県全体と比較して老年人口の割合が高い傾向がみられます。

●年齢3区分人口の推移

単位：人、（ ）は構成比

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
65歳以上	5,079 (10.6%)	5,952 (12.1%)	7,560 (15.1%)	9,592 (18.9%)	11,031 (21.7%)	12,321 (24.1%)	13,083 (26.1%)	14,560 (30.2%)	15,454 (33.6%)
15～64歳	31,626 (66.3%)	31,979 (65.2%)	32,469 (64.8%)	32,357 (63.6%)	32,338 (63.5%)	32,125 (62.9%)	30,986 (61.8%)	28,150 (58.5%)	25,268 (55.0%)
0～14歳	11,024 (23.1%)	11,124 (22.7%)	10,066 (20.1%)	8,908 (17.5%)	7,546 (14.8%)	6,608 (12.9%)	6,044 (12.1%)	5,357 (11.1%)	4,647 (10.1%)

※年齢3区分別の人口構成割合は年齢不詳者を含むため、各項目の合計は必ずしも100%とはなりません。（出典：国勢調査）



※総人口は年齢不詳者を含むため、総人口と内訳の合計は一致しません。

第2節 近年の災害の記録

本市の災害の記録を顧みると、地震と風水害に大別され、なかでも平成23年（2011年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による東日本大震災では、死者2人、重傷者6人の人的被害を含む甚大な被害が発生しました。この地震の規模はマグニチュード9.0で、本市内においても震度6強を観測しました。

（1）地震による被害状況

●東日本大震災による本市の被害状況 （平成24年10月時点）

被害区分	項目	被害の状況
人的被害	死者・行方不明者	2人
	重傷者	6人
物的被害	全壊	113棟
	大規模半壊	209棟
	半壊	570棟
	一部損壊	2,307棟

避難所及び避難勧告の概況		
避難所	開設数	12箇所
	開設日数	43日間 (3月11日～4月22日)
	避難人数	1,004人
避難勧告	津波	市内全域の海岸付近

インフラの復旧に要した日数		
水道・電気	水道の断水	8日間 (3月11日～3月18日)
	電気の停電	3日間 (3月11日～3月13日)

(出典：銚田3.11の記憶)

第2章 国土強靱化における銚田市の現状について

●過去の地震・津波災害の発生状況による県内の被害状況等

発震年月日	震央の位置		マグニ チュード	被害の状況
	北緯	東経		
明治 28. 1. 18	36° 1'	140° 4'	7. 2	霞ヶ浦付近の地震。被災範囲が広く、特に被害の大きかったのは茨城県の鹿島・新治・那珂・行方各郡と水戸で、東京の下町にも被害があった。
昭和 58. 2. 27	35° 56'	140° 09'	6. 0	茨城県南部の地震。負傷者 11 人(東京 8 人、神奈川 2 人、千葉 1 人)藤代・取手・牛久・船橋などでガス管の破損などの被害。藤代町で壁の亀裂、剥落あり。
昭和 62. 12. 17	35° 23'	140° 30'	6. 7	千葉県東方沖の地震。銚子、勝浦、千葉で震度 5 であった。被害のとくに大きかったのは山武郡、長生郡、市原市など。千葉県で死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16 棟、半壊 102 棟、一部破損 71, 212 棟。茨城県で負傷者 4 人、住家一部破損 1, 259 棟。
平成 12. 7. 21	36° 32'	141° 07'	6. 4	茨城県沖の地震。那珂町で住家一部破損 2 棟、阿見町で断水などの小被害。
平成 16. 10. 6	35° 59'	140° 05'	5. 7	つくば市・関城町で震度 5 弱を記録。人的・物的被害は無し。
平成 17. 2. 16	36° 02'	139° 53'	5. 3	石岡市・牛久市・つくば市で重傷者各 1 人、土浦市・総和町・利根町・藤代町で軽傷者各 1 人、龍ヶ崎市ではブロック塀が長さ 10m にわたり倒壊。
平成 17. 4. 11	35° 44'	140° 37'	6. 1	本県における震度 5 強は震災階級改訂後初観測。人的・物的被害は無し。
平成 17. 8. 16	38° 09'	142° 17'	7. 2	宮城県沖の地震。日本原子力研究所東海研究所(JRR-4)が自動停止。人的・物的被害は無し。
平成 17. 10. 19	36° 23'	141° 03'	6. 3	銚田市で軽傷者 1 人、物的被害無し。
平成 20. 5. 8	36° 13'	141° 36'	7. 0	水戸市で震度 5 弱を記録。常総市で軽傷者 1 人、下妻市で 6 棟、土浦市で 1 棟が住家一部破損。
平成 20. 7. 5	36° 38'	140° 57'	5. 2	日立市で震度 5 弱を記録。人的・物的被害は無し。
平成 23. 3. 11	36° 06'	142° 52'	9. 0	平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震。本県では 8 市で震度 6 強、21 市町村で震度 6 弱を観測。同日 15:15 に茨城県沖で最大余震(M7. 7)が発生し、銚田市で 6 強、神栖市で 6 弱を観測。 人的被害：死者 66 人、行方不明者 1 人、重症 34 人、軽症 680 人 住家被害：全壊 2, 638 棟、半壊 25, 056 棟、一部損壊 190, 491 棟、床上浸水 33 棟、床下浸水 610 棟 (令和 4 年 5 月 1 日現在)
平成 23. 3. 23	37° 05'	140° 47'	5. 5	銚田市で震度 5 弱を記録。
平成 23. 3. 24	36° 10'	140° 02'	4. 8	銚田市で震度 5 弱を記録。

第2章 国土強靱化における銚田市の現状について

発震年月日	震央の位置		マグニ チュード	被害の状況
	北緯	東経		
平成 23. 4. 11	36° 56'	140° 40'	7.0	銚田市で震度6弱、日立市、高萩市、北茨城市、小美玉市、筑西市、かすみがうら市で震度5強、水戸市、笠間市、ひたちなか市、茨城町、大子町、常陸大宮市、那珂市、城里町、土浦市、石岡市、つくば市、阿見町、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、常総市で震度5弱を記録。北茨城市、坂東市、牛久市、日立市で負傷者各1人。県沿岸部に津波警報発表。
平成 23. 4. 12	37° 03'	140° 38'	6.4	北茨城市で震度6弱、高萩市で震度5強、日立市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、銚田市で震度5弱を記録。北茨城市で軽傷1人、物的被害無し。
平成 23. 4. 13	36° 54'	140° 42'	5.7	北茨城市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。
平成 23. 4. 16	36° 20'	139° 56'	5.9	銚田市で震度5強を、笠間市、常陸大宮市、桜川市で震度5弱を記録。笠間市、かすみがうら市で軽傷者各1人。
平成 23. 8. 1	36° 54'	141° 13'	6.5	日立市、常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、筑西市、桜川市で軽傷者各1人、物的被害無し。
平成 23. 8. 19	37° 38'	141° 47'	6.5	日立市で震度4を記録。日立市で軽傷者1人。
平成 23. 11. 20	36° 42'	140° 35'	5.3	日立市で震度5強、高萩市で震度5弱を記録。日立市で軽傷者1人、物的被害無し。
平成 24. 2. 19	36° 45'	140° 35'	5.2	日立市で震度5弱を記録。つくばみらい市で軽傷1人、物的被害無し。
平成 24. 3. 1	36° 26'	140° 37'	5.3	東海村で震度5弱を記録。日立市で負傷者1人、物的被害無し。
平成 24. 3. 10	36° 43'	140° 36'	5.4	高萩市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。
平成 24. 3. 14	35° 44'	140° 55'	6.1	神栖市で震度5強、日立市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。
平成 24. 12. 7	38° 01'	143° 52'	7.3	常陸太田市、常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市で重傷1人、土浦市で軽傷1人、桜川市で非住家被害3棟。県沿岸部に津波注意報発表
平成 25. 1. 28	36° 34'	140° 33'	4.8	水戸市で震度5弱を記録。人的・物的被害無し。
平成 25. 1. 31	36° 42'	140° 36'	4.7	日立市で震度5弱を記録。日立市で負傷者1人、物的被害無し。
平成 25. 9. 20	37° 03'	140° 41'	5.9	高萩市、銚田市で5弱を記録。人的・物的被害無し。
平成 25. 11. 10	36° 00'	140° 05'	5.5	筑西市で5弱を記録。人的・物的被害無し。

第2章 国土強靱化における銚田市の現状について

発震年月日	震央の位置		マグニ チュード	被害の状況
	北緯	東経		
平成 25. 12. 31	36° 41'	140° 37'	5. 4	高萩市で5弱を記録。人的・物的被害無し。
平成 27. 5. 25	36° 03'	139° 38'	5. 5	土浦市で5弱を記録。人的・物的被害無し。
平成 28. 5. 15	36° 02'	139° 53'	5. 5	小美玉市で震度5弱を記録。つくば市で軽傷1人、物的被害無し。
平成 28. 7. 27	36° 27'	140° 36'	5. 4	日立市、常陸太田市で震度5弱を記録。人的・物的被害は無し。
平成 28. 11. 22	37° 21'	141° 36'	7. 4	高萩市で震度5弱を記録。津波注意報発表。
平成 28. 11. 24	37° 10'	141° 25'	6. 2	高萩市で震度4を記録。水戸市で軽傷1人。
平成 28. 12. 28	36° 43'	140° 34'	6. 3	高萩市で震度6弱、日立市で5強、常陸太田市で5弱を記録。高萩市、北茨城市で軽傷者各1人、高萩市で住家一部損壊5棟。
平成 29. 8. 2	36° 48'	140° 32'	5. 5	水戸市、日立市などで震度4を記録。日立市で重傷1人、水戸市で軽傷1人、物的被害無し。
平成 29. 8. 2	36° 07'	140° 01'	4. 6	土浦市などで震度4を記録。美浦村で軽傷人、物的被害無し。
平成 30. 9. 5	36° 28'	141° 20'	5. 5	日立市、高萩市で震度4を記録。人的被害無し。高萩市で住家一部損壊1棟。
令和 2. 4. 12	36° 11'	139° 57'	5. 1	水戸市など15市町で震度4を記録。水戸市、つくば市で軽傷各1人、物的被害無し。
令和 3. 2. 13	37° 43'	141° 41'	7. 3	日立市など10市町村で震度5弱を記録。土浦市で中等症1人、桜川市、龍ヶ崎市で軽傷各1人、物的被害無し。
令和 3. 10. 7	35° 35'	140° 06'	5. 9	古河市など17市町で震度4を記録。つくば市で軽傷1人、物的被害無し。
令和 3. 11. 1	36° 27'	140° 36'	5. 3	水戸市など13市町村で震度4を記録。潮来市で軽傷1人、物的被害無し。
令和 4. 3. 16	37° 41'	141° 37'	7. 4	水戸市など15市町で震度5弱、古河市など28市町村で震度4、大洗町で震度3を記録。土浦市、ひたちなか市で重症2人、土浦市、常陸大宮市で中等症2人、土浦市、石岡市、筑西市で軽傷4人、物的被害無し。
令和 4. 4. 19	36° 9'	140° 3'	5. 4	城里町で震度5弱、水戸市など10市町村で震度4、高萩市など20市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。

(出典：銚田市地域防災計画)

(2) 風水害による被害状況

●過去の風水害による本市の被害状況

事 象	被 害 の 状 況
<p>平成 25 年 10 月 16 日 (台風第 26 号)</p>	<p>期間降水量：317mm 時間最大降水量：53.5mm/h 最大瞬間風速：21.6m/s 死者・行方不明者・負傷者：0人 建物被害：全壊0棟、大規模半壊0棟、半壊2棟、 床上浸水10棟、床下浸水64棟</p>
<p>令和元年 9 月 9 日 (台風第 15 号)</p>	<p>期間降水量：94.5mm 時間最大降水量：32.0mm/h 最大瞬間風速：29.7m/s 死者・行方不明者・負傷者：0人 建物被害：全壊1棟、大規模半壊0棟、半壊0棟、 床上・床下浸水0棟</p>
<p>令和元年 10 月 12 日 (台風第 19 号)</p>	<p>期間降水量：126.5mm 時間最大降水量：21.5mm/h 最大瞬間風速：23.3m/s 死者・行方不明者・負傷者：0人 建物被害：全壊0棟、大規模半壊0棟、半壊2棟、 床上浸水1棟、床下浸水8棟</p>
<p>令和 5 年 6 月 2 日 (台風第 2 号)</p>	<p>期間降水量：289.0mm 時間最大降水量：44.0mm/h 最大瞬間風速：16.6m/s 死者・行方不明者・負傷者：0人 建物被害：全壊0棟、大規模半壊0棟、半壊0棟、 床上浸水2棟、床下浸水15棟</p>
<p>令和 5 年 9 月 8 日 (台風第 13 号)</p>	<p>期間降水量：272.5mm 時間最大降水量：65.5mm/h 最大瞬間風速：12.9m/s 死者・行方不明者・負傷者：0人 建物被害：全壊0棟、大規模半壊0棟、半壊0棟、 床上浸水0棟、床下浸水14棟</p>

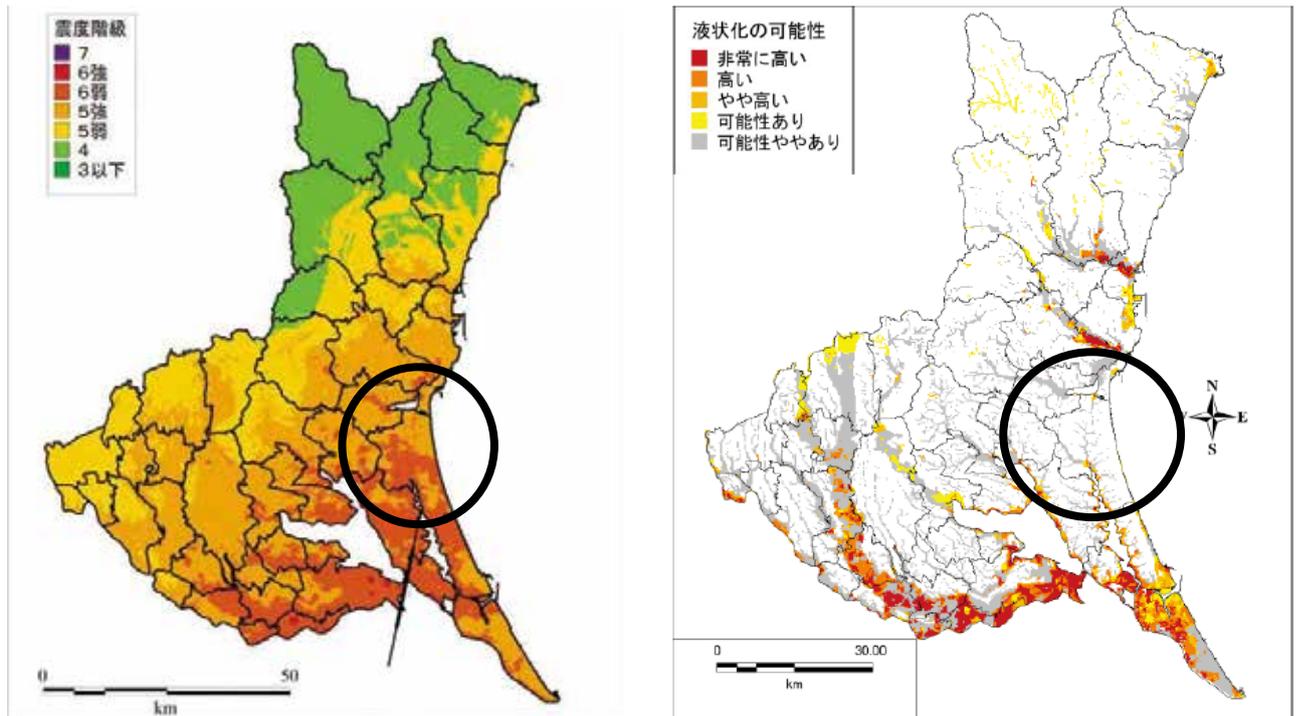
(出典：気象庁公式HP)

第3節 想定される災害

(1) 地震想定

本市に被害を及ぼすと考えられる想定地震は、大きく分けて4つとなります。1つ目は、首都直下のマグニチュード7.3の地震規模で、特に茨城県南部地域に影響があり、本市では震度6弱が想定されています。2つ目は、県北部の活断層（F1断層、棚倉破碎帯）による地震によるマグニチュード7.0～7.1の地震規模で、本市では震度5弱が想定されています。3つ目は、太平洋プレート内で起こる地震によるマグニチュード7.5の地震規模で、本市では震度6弱（太平洋プレート内（北部））～6強（太平洋プレート内（南部））が想定されています（図①、図②）。4つ目は、茨城県沖から房総半島沖にかけての地震によるマグニチュード8.4の地震規模で、本市では震度6弱が想定されます。

●太平洋プレート内の地震（南部）における被害



図①（左）震度階級図、図②（右）液状化の可能性

※「茨城県地震被害想定調査報告書 概要版（平成30年12月）4. 地震動等の予測
4.1 震度の予測 表4.1-2 地震別の市町村最大震度」による想定

(2) 津波想定

津波防災地域づくりに関する法律第8条の規定に基づき設定された津波浸水想定により浸水の区域及び水深を想定すると、浸水の区域は銚田市上釜地先の海岸から上幡木地先の海岸で、最大遡上高はTP+8.7mとなります（図③）。

(3) 風水害想定

北浦及び巴川において、水防法第14条の規定に基づき各管理者から公表されている浸水想定区域及び浸水深から想定すると、北浦の浸水想定区域は、左岸：銚田市畑田2895番地先（巴川流入端）から銚田市上幡木47番地1地先（鹿嶋市行政界）及び右岸：銚田市串挽2838番地3地先（巴川流入端）から銚田市高田1321番地1地先（行方市行政界）までの区域とし、浸水深は0.5m～5mです。また、巴川の浸水想定区域は、左岸：銚田市上富田126番地1地先（本田橋）から銚田市畑田2895番地先（北浦流入点）及び右岸：銚田市青柳2番地2地先（小美玉市行政界）から銚田市串挽2838番地3地先（北浦流入点）までの区域とし、浸水深は0.5m～5mです。

※北浦については、国土交通省による想定最大規模降雨により北浦が氾濫した場合の浸水想定であり、霞ヶ浦流域において192時間総雨量853mm（72時間想定最大規模降雨が660mm）の降雨があった場合（国土交通省令「浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定手法」3.1 想定最大規模降雨の設定手法による）

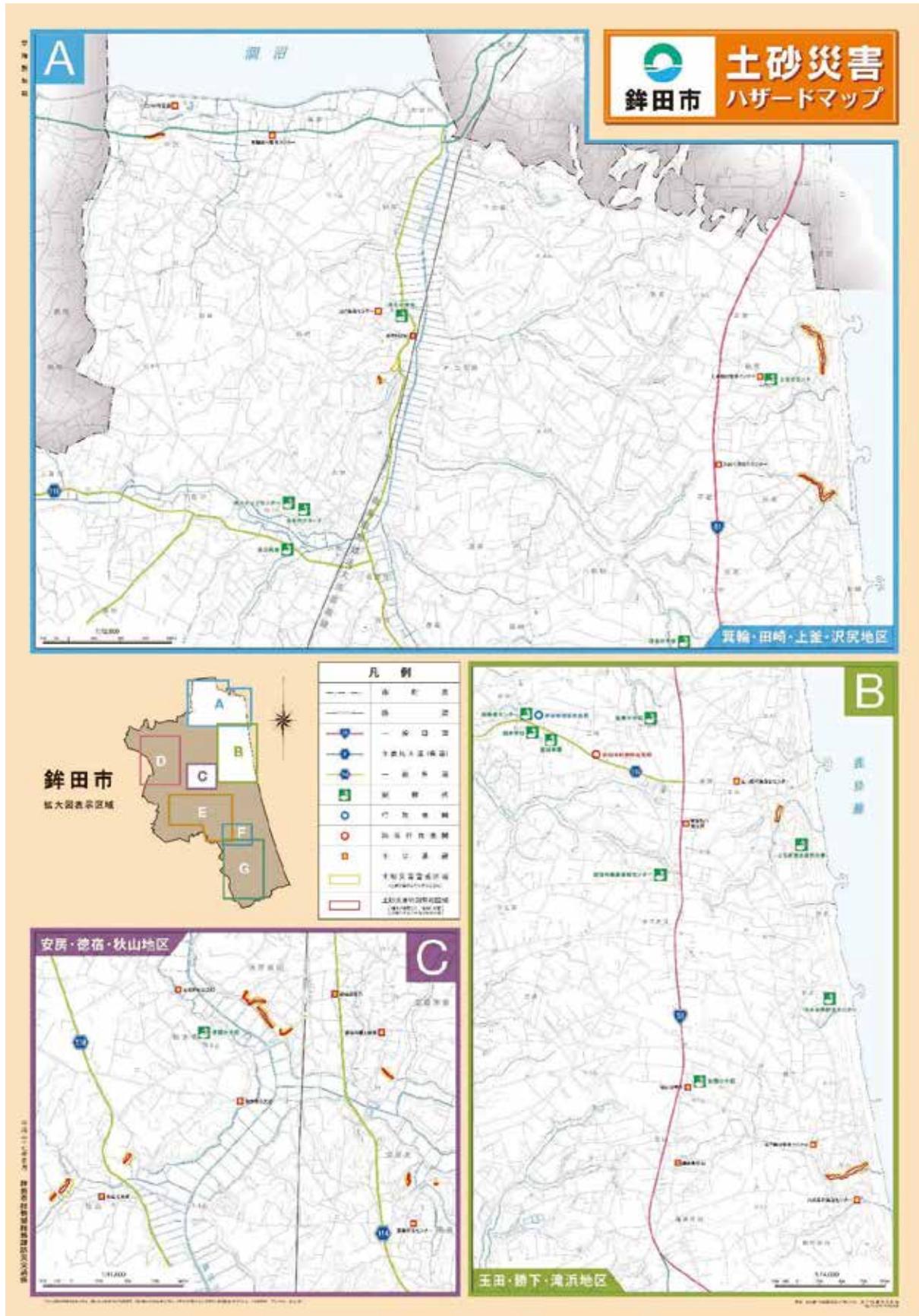
※巴川については、茨城県による想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の浸水想定であり、巴川流域に2日間の総雨量808mm（ピーク時の1時間に114.7mmの降雨）があった場合

(4) 土砂災害想定

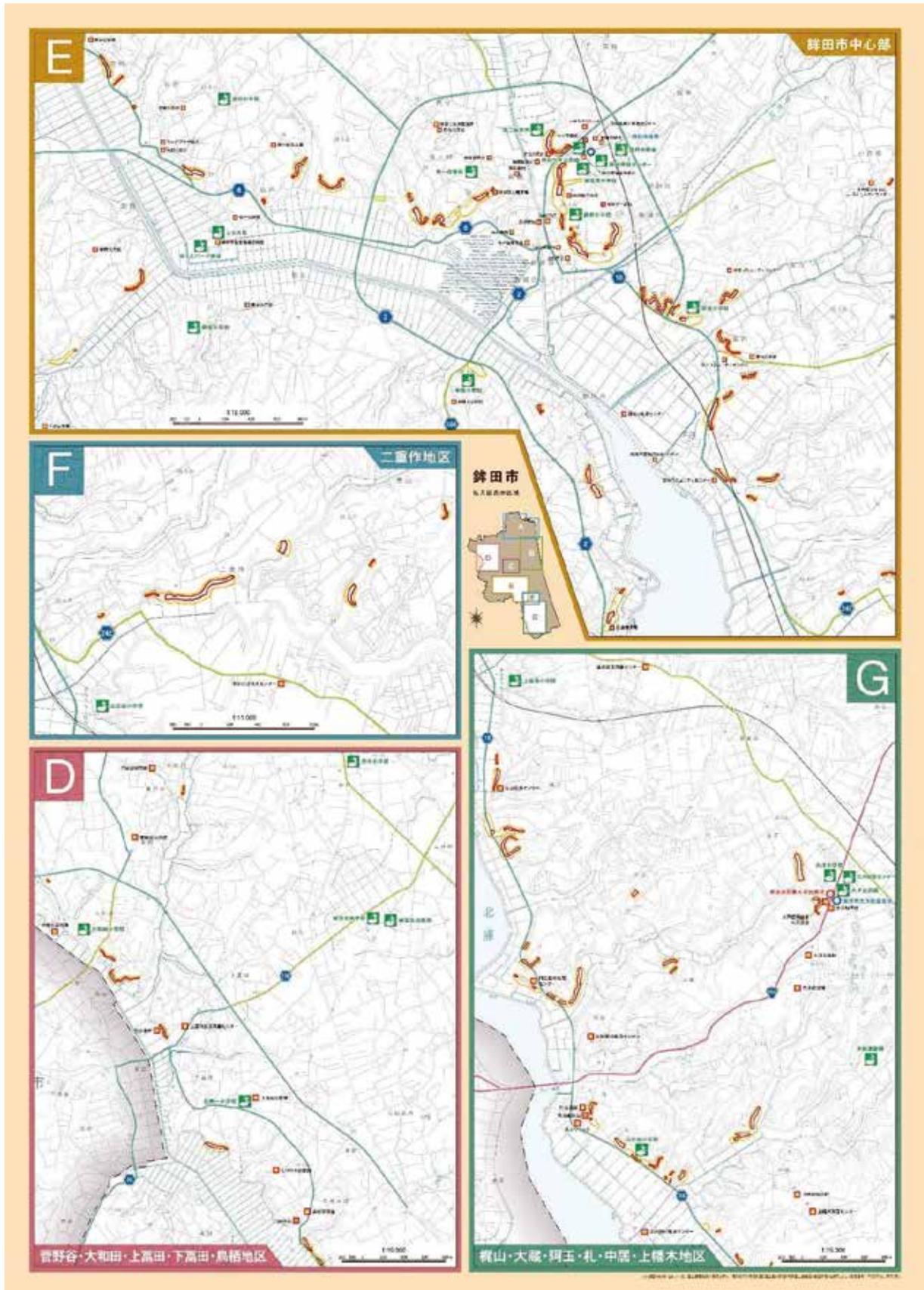
本市における土砂災害については、土砂災害警戒区域（土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危険が生じるおそれのある区域）に87箇所、土砂災害特別警戒区域（土砂災害のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域）に84箇所、急傾斜地崩壊危険箇所（傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜で、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある箇所や、人家はないものの今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所）に96箇所が指定されています（図④）。

土砂災害警戒区域での想定される災害の種類は、「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」に分類されますが、本市では、すべての警戒区域において「がけ崩れ」の被害が想定されます。

第2章 国土強靱化における鉾田市の現状について



図④ 土砂災害ハザードマップ



図④ 土砂災害ハザードマップ

第3章 脆弱性評価について

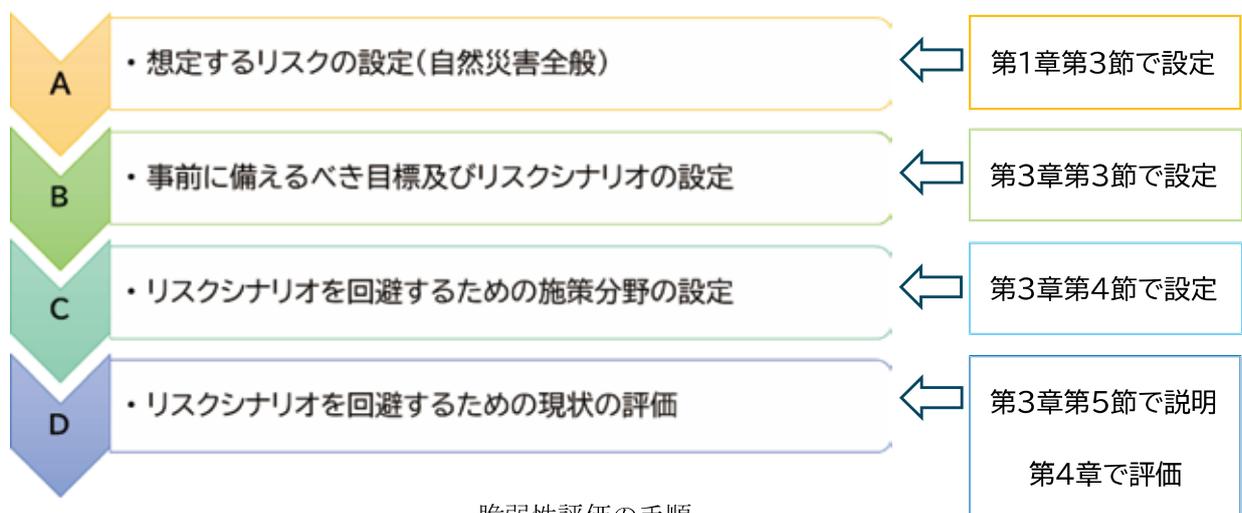
第1節 脆弱性評価の考え方

本計画における脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するため、基本目標に掲げる「①人命の保護が最大限図られること」「②市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「④迅速な復旧復興」を目指した際に、現在の施策で足りるのか、どこに脆弱性があるのかを明らかにするものです。施策の現状分析を行うことは、本市における国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することにつながることから、国土強靱化を推進する上で必要不可欠なプロセスとなっています。

第2節 脆弱性評価の手順

本市の脆弱性評価の手順については、国及び県が実施した手法を参考とすることとします。まずは、想定するリスクを設定します。こちらは第1章第3節にて示したとおり大規模自然災害全般と設定します。続いて、事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定します。リスクシナリオの設定については、想定外の事態をなくすることが重要であり、原因が何かではなく、どのような事態になると最悪であるかを想定します。

そして、設定したリスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策を念頭に置きつつ、本市の状況に応じて必要な施策分野の設定を行った上で、リスクシナリオが発生する要因を取り除くための施策の抜けがないかを検討することにより、本市の脆弱性を評価し、強靱化のための対応方策の整理につなげます。



脆弱性評価の手順

第3節 事前に備えるべき目標とリスクシナリオの設定

本市の脆弱性評価を行うにあたり、国基本計画や市の特性を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなると想定する24の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を下記のとおり設定しました。

● 6つの事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章 脆弱性評価について

●事前に備えるべき目標とリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力・経営執行力低下による食料等の安定供給の停滞及び社会経済活動への甚大な影響
		4-2	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油、LPガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

第4節 施策分野の設定

設定したリスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策分野として、本市の実情を踏まえ、5つの個別施策分野と5つの横断的施策分野を設定しました。

個 別 施 策 分 野	横 断 的 施 策 分 野
(1) 行政機能・消防・防災教育	(A) リスクコミュニケーション
(2) 住宅・都市・住環境	(B) 人材育成
(3) 保健医療・福祉	(C) 官民連携
(4) 情報通信・交通	(D) 老朽化対策
(5) 産業・農林水産・国土保全	(E) デジタル利用

第5節 リスクシナリオを回避するための現状の評価

基本法第17条第1項の規定に基づき、国土強靱化に必要なリスクへの対応方策を決めるためには、大規模自然災害に対する脆弱性の評価の結果を踏まえる必要があります。リスクシナリオを回避するため、どのような取組が必要か評価を行います。評価結果については第4章のとおりとなります。

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

第1節 リスクシナリオ毎の脆弱性評価と対応方策

「第3章 脆弱性の評価について」に基づき、リスクシナリオを回避するために、脆弱性に対して本市で起こりうるリスクを評価し、リスクシナリオごとに対応方策として取りまとめます。

●リスクシナリオ毎の脆弱性の評価及びリスクへの対応方策の取りまとめ表の記載例

事前に備えるべき目標

リスクシナリオ

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
＜脆弱性の評価＞		＜リスクへの対応方策＞		
○ 下水道の業務継続計画（BCP）の推進及び災害時の対応				
【施策分野 (2)、(D)】				
・下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの確保や早期回復の確保が重要であり、災害発生時により下水道施設の確保や早期回復の確保が重要であり、災害発生時により下水道施設の確保や早期回復の確保が重要である。		・下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの確保や早期回復の確保が重要であり、災害発生時により下水道施設の確保や早期回復の確保が重要である。		
方策毎の該当施策分野		該当施策分野(橙色着色) 個別施策分野：水色枠 横断的施策分野：赤枠		
【所管課】 下水道課				
○ 上下水道施設の長寿命化と耐震化【再掲】				
【施策分野 (2)、(D)】				
灰色着色の方策は再掲		設定した KPI を記載 KPI（水道管の耐震化率） 【R6 現状】 2.5% 【R11 目標】 7.18%		
・上水道施設等に被害が生じた場合は、断水により市民生活や公衆衛生等に影響を及ぼすおそれがある。 ・下水道施設等に被害が生じた場合は、管路の閉塞により、汚水の滞留や未処理下水の流出が起これば、市民生活や公衆衛生等に影響を及ぼすおそれがある。		・災害等緊急時に備え、将来の老朽管更新を見据えた耐震化計画の見直しや、耐震性の伴う管路の整備及び各浄配水場施設の更新や長寿命化を図り、安全・安心な水の安定供給を行う。 ・農業集落排水施設については機能診断を実施し、他の下水道施設について適時・適切に機能診断を実施し長寿命化と耐震化を図ります。		
【所管課】 水道課、下水道課				

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生				
(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
<脆弱性の評価>		<リスクへの対応方策>		
○ 住宅・民間建築物等の耐震化				
【施策分野 (2)、(D)】		KPI (耐震診断補助件数) 【R6 現状】15件 【R11 目標】30件		
<ul style="list-style-type: none"> 阪神淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊による大きな被害が見られ、死者数の約9割が家屋や家具等による圧死が占めた。特に昭和56年(1981年)以前に建築された旧耐震基準の住宅や建築物に大きな被害が発生した。 銚田市内の住宅の耐震化率は81%(令和3年)、民間特定建築物の耐震化率は60%(令和3年)にとどまり、低い耐震化率となっている。耐震性を満たしていない住宅や建築物は、大規模地震の際に倒壊する可能性が高く、市域での多数の直接死や負傷者の発生に繋がるおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> 耐震化率を向上させるためには、耐震改修の普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図ることが重要である。過去に起きた大規模地震の教訓を踏まえ、市民自らが地震に対する意識を高め、建築物の耐震化に取り組めるよう、市民と行政が協力し一体となり、建築物の耐震化率の向上を目指し、地震に強いまちづくりの実現を図る。 住宅の所有者等が耐震診断・改修等を行いやすくするための助成制度の整備に努める。 		
【所管課】 都市計画課				
○ ブロック塀等の倒壊防止対策				
【施策分野 (2)、(D)】		KPI (危険ブロック塀撤去補助件数) 【R6 現状】22件 【R11 目標】40件		
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年の熊本地震、平成30年の大阪北部地震では多くのブロック塀が倒壊し、死傷者も発生した。また、地震によるブロック塀の倒壊は、人的被害を及ぼすおそれがあるばかりではなく、被災後の避難、救助活動の支障となるおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> ブロック塀の安全点検及び安全対策を進め、危険なブロック塀等については、所有者が撤去を行うための助成制度を推進する。 		
【所管課】 都市計画課				
○ 大規模盛土造成地の耐震化対策				
【施策分野 (2)】				
<ul style="list-style-type: none"> 阪神淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などでは、盛土を行った造成宅地で多くの住宅や公共施設に被害が発生した。市内にも、大規模盛土造成地が86ヶ所所在しており、地震災害時、滑動崩落により多数の甚大な宅地被害が発生するおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> 災害のおそれのある大規模な盛土造成宅地について、宅地の防災に関する意識啓発を行うとともに、安全性把握のための調査・対策の取り組みの推進に努める。また、大規模盛土造成地のマップを市ホームページ等で公表し、周知を図る。 		
【所管課】 都市計画課				

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 空家等の対策	
【施策分野 (2)、(D)】	KPI (管理不全空き家が改善された件数) 【R6 現状】 212 件 【R11 目標】 400 件
<ul style="list-style-type: none"> 管理不全な状態にある老朽化した空き家は、災害時に崩壊する可能性が高く、倒壊により通行人が被災するおそれがある。また、道路閉塞により緊急車両が通れず、救助の遅れや火災延焼に繋がるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 空家等に関わる利害関係者との連携と所有者や開発事業に対する啓発を強化し、発生予防と抑制を図る。 空家等の利活用を促進するため、既存の空家バンクを中心に、所有する人と利用したい人のマッチング支援の充実を図り、利活用しやすい環境を創るとともに、移住定住施策や民間事業者との連携に取り組む。
【所管課】 都市計画課	
○ 公共建築物の耐震化	
【施策分野 (1)、(2)、(D)】	
<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の倒壊や天井脱落が発生した場合は、利用者が被災するおそれがあり、また、災害発生後の応急復旧活動や、避難所の提供等の被災者支援活動、復旧復興に向けた住民サービスの提供などに支障をきたすおそれがある。 市営住宅は令和6年(2024年)末時点で82戸あり、更新が行えない場合は老朽化が進み、災害時には倒壊の可能性が高くなり、居住者の安全を確保できなくなるおそれがある。 学校施設等の老朽化対策として内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化は実施したが、経年による施設の老朽化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 銚田市公共施設等個別施設計画に定める各公共施設の方向性に基づき、統廃合や複合化を推進する。また、継続して利用する施設については、計画的な定期点検や修繕を行い、老朽化対策・耐震化対策を実施する。 市営住宅については長寿命化計画に基づき、必要に応じて計画的な修繕を実施することで、住宅の耐震性能の維持を図る。 老朽化した教育施設や遊具等の修繕や改修等を実施し、避難所として指定されている施設についても、維持管理を行うことで、避難者の安全な場所を確保する。
【所管課】 財政課、関係各課	
○ 防災訓練の実施	
【施策分野 (1)、(3)、(A)、(B)】	
<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練の実施状況が不十分な場合、大規模地震発生の際、迅速かつ適切な応急対策活動が出来ず、さらなる被害の拡大に繋がる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加型の実践的な防災訓練を実施することにより、災害に対する防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。また、自主防災組織独自の防災訓練を支援、助言を行う。 市内の保育所(園)、認定こども園と連携し、保育指針や事故防止ガイドライン等の情報共有を強化し、適正な防災訓練等を推進する。
【所管課】 危機管理課、子ども家庭課	
○ 公園施設の適正な管理	
【施策分野 (2)、(D)】	
<ul style="list-style-type: none"> 公園管理が不十分な場合、大規模災害時に緊急避難場所に指定されている鹿島灘海浜公園が避難施設としての機能確保に支障をきたし、さらなる被害の拡大に繋がるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者の一時避難や救援活動の場となる公園や広場の更新や維持を図ることで、防災性を向上させる。
【所管課】 都市計画課	

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 防災意識の高揚・啓発	
【施策分野 (1)、(A)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・防災において、自分の身は自分で守ることが基本であるため、市民一人一人が平常時から防災意識を持つことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、ホームページ、パンフレット、研修会等様々な防災教育活動により、防災意識の向上を図る。
【所管課】危機管理課	
○ 保育施設・高齢者施設等の防災・減災	
【施策分野 (2)、(3)、(D)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所については、施設の適正管理や、定期的な改修・修繕によって機能の維持を図るほか、民間保育所等については、整備や維持管理への支援を行う必要がある。 ・高齢者施設等については、利用者の安全・安心を確保するため、施設の適正管理や、定期的な改修・修繕によって機能の維持を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等について、利用者の安全・安心を確保するため、老朽化等に対する大規模改修や耐震化工事、ブロック塀等の改修、非常用自家発電設備整備や水害対策の改修などの対策支援を行う。 ・高齢者施設等について、老朽化等に対する大規模改修や耐震化工事、ブロック塀等の改修などの支援を行う。
【所管課】子ども家庭課、介護保険課	
○ 避難行動要支援者への支援体制	
【施策分野 (3)、(D)】	KPI（災害ハザード内に住んでいる要支援者の個別避難計画の策定割合） 【R6 現状】 6.72% 【R11 目標】 100%
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者（自ら避難することが困難な者・支援を必要とする者）等を事前に把握しておくとともに、避難支援を行う関係者等と共有しておく必要がある。 ・避難行動要支援者等が多く入所する介護施設・高齢者施設等における支援体制を整える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市と福祉専門職等が連携し、避難支援を実施するための計画である個別避難計画を作成することで、避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせた避難行動を実施する。 ・避難行動要支援者等が多く入所する介護施設・高齢者施設等における避難確保計画制度の普及、啓発等を行うとともに、策定支援を行う相談窓口などの体制の構築を図る。
【所管課】社会福祉課、危機管理課	
○ 地域防災力の向上	
【施策分野 (1)、(A)、(B)】	KPI（消防団員数） 【R6 現状】 1,113人 【R11 目標】 1,113人
<ul style="list-style-type: none"> ・阪神淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。 ・共助につながる地域防災力が向上されていない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。 ・大規模災害時には公助の手が回らないことも想定される。消防団や自主防災組織、ボランティア団体等の育成・充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。 ・地域防災力の中核である消防団・水防団の体制・装備・訓練の充実強化を推進するとともに、持続可能な消防団組織の編成を図り、消防団員の確保及び体制強化を目指す。また、防災士資格取得の普及、地域防災リーダーやボランティア団体等の育成、自主防災組織の結成・訓練などにより、更なる地域防災力の向上を図る。
【所管課】危機管理課	

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 災害情報の収集・伝達体制の確保	
<p>【施策分野 (1)、(2)、(4)、(A)、(C)、(E)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の教訓から、災害時における情報伝達手段の多様化・多重化の必要性が強く求められている。 洪水浸水想定区域等に居住する住民に避難に関する情報の伝達ができない場合においても、住民の避難の遅れにつながり、人的被害が拡大するおそれがある。 	<p>KPI (メール配信サービス登録者数)</p> <p>【R6 現状】 7,883 件 【R11 目標】 8,000 件</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時通信の基本である防災行政無線(屋外拡声子局、戸別受信機)、防災行政無線テレホンサービス、災害情報共有システム(Lアラート)、全国瞬時警報システム(Jアラート)、メール配信サービス、防災情報アプリ、エリアメール(緊急速報メール)の維持管理に努めるとともに、様々な情報伝達手段の導入による通信路の多ルート化により、より多くの市民(情報弱者・観光客・外国人を含む)へ確実な情報伝達を推進する。 市内の保育所(園)、認定こども園と連携し、災害情報の共有を図る。災害発生時の連絡手段の一つとして、子育てアプリが活用できるよう、保育所(園)、認定こども園及び保護者の理解を深めるよう促す。
【所管課】 危機管理課、子ども家庭課、政策秘書課	
○ 道路・橋梁の整備	
<p>【施策分野 (4)、(D)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線道路や橋梁等が被災し閉塞した場合は、災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等に支障をきたすおそれがある。 狭あいな生活関連道路は、大規模地震時には建築物やブロック塀の倒壊等により閉塞するおそれがあり、緊急車両の通行の妨げになり、消火活動や救助活動に支障をきたす。また、火災延焼時等における地域住民の避難活動にも支障をきたし、さらなる死傷者の発生に繋がるおそれがある。 舗装の維持管理指数 MCI (Maintenance Control Index) が3.0以下であると、“早急に修繕が必要”と判定される。市域には、MCI=3.0以下の路線があり、災害時の道路ネットワークの機能に支障をきたすおそれがある。 災害時の県・市外からの救援・支援や物資輸送等のため道路ネットワークを強化する必要がある。 	<p>KPI (市道の舗装率)</p> <p>【R6 現状】 59.88% 【R11 目標】 62.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、緊急輸送ルートを確保できるよう、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震補強を図る。 安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、幹線道路の整備や狭あいな生活関連道路の整備を進める必要がある。 道路交通の安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検を実施するとともに、計画的に予防保全を進める。 学校施設は災害時等に避難所としての役割を担うことから、通学路が避難経路となることが想定されるため、通学路整備を推進する。 災害に強い安全・安心な道路ネットワークを提供するため、市内の道路施設の適切な点検による現状把握とその結果に基づく予防保全の観点も踏まえ、的確に修繕を実施する。 災害時の輸送能力を確保するため、都市計画道路等の整備を推進し、道路ネットワークの強化を図る。
【所管課】 道路建設課、都市計画課	

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 上下水道施設の長寿命化と耐震化	
【施策分野 (2)、(D)】	KPI (水道管の耐震化率) 【R6 現状】 2.5% 【R11 目標】 7.18%
<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設等に被害が生じた場合は、断水により市民生活や公衆衛生等に影響を及ぼすおそれがある。 ・下水道施設等に被害が生じた場合は、管路の閉塞により、汚水の滞留や未処理下水の流出が起こり、市民生活や公衆衛生等に影響を及ぼすおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等緊急時に備え、将来の老朽管更新を見据えた耐震化計画の見直しや、耐震性の伴う管路の整備及び各浄配水場施設の更新や長寿命化を図り、安全・安心な水の安定供給を行う。 ・農業集落排水施設については機能診断を実施し、他の下水道施設について適時・適切に機能診断を実施し長寿命化と耐震化を図ります。
【所管課】 水道課、下水道課	

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生				
(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
<脆弱性の評価>		<リスクへの対応方策>		
○ 防火対策				
【施策分野 (1)、(3)、(D)】				
<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数が集まる施設で火災が発生した場合は、大規模火災になりやすく、多くの死傷者が発生するおそれがある。 防火水槽撤去要望や、防火水槽の老朽化が進行しているため、適正な消防水利が維持できない可能性がある。 高齢者施設等については、災害による被害を発生させないため、スプリンクラー等の設置を促進する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 市民や施設関係者に対し、火災予防の各種啓発活動や消防訓練を通して、火災予防対策の向上、初期消火、消防機関への早期通報及び適切な避難方法を継続的に指導することにより、市民等に対する火災予防の重要性について周知徹底を図る。 火災発生時の水利確保のため、地震にも強い耐震性貯水槽の整備を進めるとともに、防火水槽や消火栓の修繕・改修・新設等により、消防水利の充実を図り、火災時において迅速に消化活動ができるようにする。 高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保するため、スプリンクラーの設備等の整備、改修の対策支援を行う。 		
【所管課】 危機管理課、介護保険課				
○ 消防・救急体制の充実				
【施策分野 (1)、(D)】				
<ul style="list-style-type: none"> 救急、消防体制が不十分な場合、災害時の消火・救急救助活動に支障をきたし、火災等による死傷者が拡大するおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> 消防、救急施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、災害対応力強化のための体制、装備資器材の充実強化を図る。また、消防団の資機材を計画的に整備することにより、迅速かつ効率的な運用と機動力の向上を図る。 		
【所管課】 危機管理課				
○ 公共建築物の耐震化【再掲】				
【施策分野 (1)、(2)、(D)】				
<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の倒壊や天井脱落が発生した場合は、利用者が被災するおそれがあり、また、災害発生後の応急復旧活動や、避難所の提供等の被災者支援活動、復旧復興に向けた住民サービスの提供などに支障をきたすおそれがある。 市営住宅は令和6年(2024年)末時点で82戸あり、更新が行えない場合は老朽化が進み、災害時には倒壊の可能性が高くなり、居住者の安全を確保できなくなるおそれがある。 学校施設等の老朽化対策として内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化は実施したが、経年による施設の老朽化が進んでいる。 		<ul style="list-style-type: none"> 銚田市公共施設等個別施設計画に定める各公共施設の方向性に基づき、統廃合や複合化を推進する。また、継続して利用する施設については、計画的な定期点検や修繕を行い、老朽化対策・耐震化対策を実施する。 市営住宅については長寿命化計画に基づき、必要に応じて計画的な修繕を実施することで、住宅の耐震性能の維持を図る。 老朽化した教育施設等の修繕や改修等を実施し、避難所として指定されている施設についても、維持管理を行うことで、避難者の安全な場所を確保する。 		
【所管課】 財政課、関係各課				

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 防災訓練の実施【再掲】	
【施策分野 (1)、(3)、(A)、(B)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施状況が不十分な場合、大規模地震発生の際、迅速かつ適切な応急対策活動が出来ず、さらなる被害の拡大に繋がる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型の実践的な防災訓練を実施することにより、災害に対する防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。また、自主防災組織独自の防災訓練を支援、助言を行う。 ・市内の保育所（園）、認定こども園と連携し、保育指針や事故防止ガイドライン等の情報共有を強化し、適正な防災訓練等を推進する。
【所管課】危機管理課、子ども家庭課	
○ 防災意識の高揚・啓発【再掲】	
【施策分野 (1)、(A)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・防災において、自分の身は自分で守ることが基本であるため、市民一人一人が平常時から防災意識を持つことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、ホームページ、パンフレット、研修会等様々な防災教育活動により、防災意識の向上を図る。
【所管課】危機管理課	
○ 避難行動要支援者への支援体制【再掲】	
【施策分野 (3)、(D)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者（自ら避難することが困難な者・支援を必要とする者）等を事前に把握しておくとともに、個別避難計画を見直し、避難支援を行う関係者等と共有しておく必要がある。 ・避難行動要支援者等が多く入所する介護施設・高齢者施設等における支援体制を整える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所等における良好な生活環境を確保するため、幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮した取組を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく。 ・自ら避難することが困難な者・支援を必要とする者等が多く入所する介護施設・高齢者施設等における避難確保計画制度の普及・啓発等を行うとともに、策定支援を行う相談窓口などの体制構築に努める。
【所管課】社会福祉課、危機管理課	
○ 地域防災力の向上【再掲】	
【施策分野 (1)、(A)、(B)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・阪神淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。 ・共助につながる地域防災力が向上されていない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。 ・大規模災害時には公助の手が回らないことも想定される。消防団や自主防災組織、ボランティア団体等の育成・充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。 ・地域防災力の中核である消防団・水防団の体制・装備・訓練の充実強化を推進するとともに、防災士資格取得の普及、地域防災リーダーやボランティア団体等の育成、自主防災組織の結成・訓練などにより、更なる地域防災力の向上を図ります。
【所管課】危機管理課	

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 災害情報の収集・伝達体制の確保【再掲】	
<p>【施策分野 (1)、(2)、(4)、(A)、(C)、(E)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の教訓から、災害時における情報伝達手段の多様化・多重化の必要性が強く求められている。 洪水浸水想定区域等に居住する住民に避難に関する情報の伝達ができない場合においても、住民の避難の遅れにつながり、人的被害が拡大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時通信の基本である防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）、防災行政無線テレホンサービス、災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、メール配信サービス、防災情報アプリ、エリアメール（緊急速報メール）の維持管理に努めるとともに、様々な情報伝達手段の導入による通信路の多ルート化により、より多くの市民（情報弱者・観光客・外国人を含む）へ確実な情報伝達を推進する。 市内の保育所（園）、認定こども園と連携し、災害情報の共有を図る。災害発生時の連絡手段の一つとして、子育てアプリが活用できるよう、保育所（園）、認定こども園及び保護者の理解を深めるよう促す。
【所管課】危機管理課、子ども家庭課、政策秘書課	

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
<脆弱性の評価>		<リスクへの対応方策>		
○ 減災対策協議会への参加				
【施策分野 (1)、(A)】				
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において防災関係機関や近隣地域との連携体制が確立できない場合、応急対策活動や危険地域における市民の避難活動等に支障をきたすおそれがあり、さらなる人的被害の拡大に繋がる可能性がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・本市単独での防災対策には限界があり、気候変動や社会動向の変化に応じるため、各種関係者等（国・県・市町村）が連携し、減災のための目標を共有し、ハード対策・ソフト対策を一体的・計画的に推進することで人的被害の縮小に繋げる。 		
【所管課】 危機管理課				
○ ハザードマップの周知				
【施策分野 (1)、(A)、(E)】				
<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの周知が不十分である場合、避難の遅れに繋がり、人的被害が大きくなるおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップを公表、周知するほか、市民に理解してもらうため、防災訓練や広報等を定期的実施する。また、WEB版ハザードマップによって、外出時や市外から訪れた方がいつでもどこでも確認できることとする。 		
【所管課】 危機管理課				
○ 農業用ため池や排水施設の耐震化				
【施策分野 (5)、(D)、(E)】		KPI（ため池点検判定「緊急整備の優先度が高い」の解消 【R6 現状】 0ヶ所 【R11 目標】 1ヶ所解消		
<ul style="list-style-type: none"> ・近年の集中豪雨の増加、台風の大型化、施設能力を超える規模の大規模降雨が多発していることから、農業用ため池や巴川排水機場の老朽化によって、農地が湛水する農業被害が危惧される。 		<ul style="list-style-type: none"> ・被災した場合に農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水施設の老朽化対策及び耐震化等に向けた取組を推進する。 		
【所管課】 農業振興課				
○ 海岸・河川堤防の整備				
【施策分野 (2)、(D)】				
<ul style="list-style-type: none"> ・危険回避のための整備が必要な状況にあり、津波等発生時には被害の拡大に繋がるおそれがある。 ・近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民を災害から守るため、防波堤、護岸等の海岸保全施設の整備を県とともに進め、海岸沿いの防災・減災対策を推進する。 ・北浦及び瀬沼岸堤は、国及び県により、護岸工事が完成している。巴川については、現在県により河川改修事業が進められている。市は、鉾田川、長茂川、大谷川の未改修区間の河川改修については、県と連携し、整備を促進する。 		
【所管課】 道路建設課				

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 防災意識の高揚・啓発【再掲】	
【施策分野 (1)、(A)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・防災において、自分の身は自分で守ることが基本であるため、市民一人一人が平常時から防災意識を持つことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、ホームページ、パンフレット、研修会等様々な防災教育活動により、防災意識の向上を図る。
【所管課】危機管理課	
○ 避難行動要支援者への支援体制【再掲】	
【施策分野 (3)、(D)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者（自ら避難することが困難な者・支援を必要とする者）等を事前に把握しておくとともに、個別避難計画を見直し、避難支援を行う関係者等と共有しておく必要がある。 ・避難行動要支援者等が多く入所する介護施設・高齢者施設等における支援体制を整える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所等における良好な生活環境を確保するため、幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮した取組を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく。 ・自ら避難することが困難な者・支援を必要とする者等が多く入所する介護施設・高齢者施設等における避難確保計画制度の普及・啓発等を行うとともに、策定支援を行う相談窓口などの体制構築に努める。
【所管課】社会福祉課、危機管理課	
○ 地域防災力の向上【再掲】	
【施策分野 (1)、(A)、(B)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・阪神淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。 ・共助につながる地域防災力が向上されていない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。 ・大規模災害時には公助の手が回らないことも想定される。消防団や自主防災組織、ボランティア団体等の育成・充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。 ・地域防災力の中核である消防団・水防団の体制・装備・訓練の充実強化を推進するとともに、防災士資格取得の普及、地域防災リーダーやボランティア団体等の育成、自主防災組織の結成・訓練などにより、更なる地域防災力の向上を図る。
【所管課】危機管理課	

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 災害情報の収集・伝達体制の確保【再掲】	
【施策分野 (1)、(2)、(4)、(A)、(C)、(E)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の教訓から、災害時における情報伝達手段の多様化・多重化の必要性が強く求められている。 ・洪水浸水想定区域等に居住する住民に避難に関する情報の伝達ができない場合においても、住民の避難の遅れにつながり、人的被害が拡大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時通信の基本である防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）、防災行政無線テレホンサービス、災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、メール配信サービス、防災情報アプリ、エリアメール（緊急速報メール）の維持管理に努めるとともに、様々な情報伝達手段の導入による通信路の多ルート化により、より多くの市民（情報弱者・観光客・外国人を含む）へ確実な情報伝達を推進する。 ・市内の保育所（園）、認定こども園と連携し、災害情報の共有を図る。災害発生時の連絡手段の一つとして、子育てアプリが活用できるよう、保育所（園）、認定こども園及び保護者の理解を深めるよう促す。
【所管課】危機管理課、子ども家庭課、政策秘書課	
○ 道路・橋梁の整備【再掲】	
【施策分野 (4)、(D)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路や橋梁等が被災し閉塞した場合は、災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等に支障をきたすおそれがある。 ・狭あいな生活関連道路は、大規模地震時には建築物やブロック塀の倒壊等により閉塞するおそれがあり、緊急車両の通行の妨げになり、消火活動や救助活動に支障をきたす。また、火災延焼時等における地域住民の避難活動にも支障をきたし、さらなる死傷者の発生に繋がるおそれがある。 ・舗装の維持管理指数 MCI (Maintenance Control Index) が3.0以下であると、“早急に修繕が必要”と判定される。市域には、MCI=3.0以下の路線があり、災害時の道路ネットワークの機能に支障をきたすおそれがある。 ・災害時の県・市外からの救援・支援や物資輸送等のため道路ネットワークを強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、緊急輸送ルートを確認できるよう、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震補強を図る。 ・安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、幹線道路の整備や狭あいな生活関連道路の整備を進める必要がある。 ・道路交通の安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検を実施するとともに、計画的に予防保全を進める。 ・学校施設は災害時等に避難所としての役割を担うことから、通学路が避難経路となることが想定されるため、通学路整備を推進する。 ・災害に強い安全・安心な道路ネットワークを提供するため、市内の道路施設の適切な点検による現状把握とその結果に基づく予防保全の観点も踏まえ、的確に修繕を実施する。 ・災害時の輸送能力を確保するため、都市計画道路等の整備を推進し、道路ネットワークの強化を図る。
【所管課】道路建設課、都市計画課	

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）				
(1) 行政機能・消防・防災教育等	(2) 住宅・都市・住環境	(3) 保健医療・福祉	(4) 情報通信・交通	(5) 産業・農林水産・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
<脆弱性の評価>		<リスクへの対応方策>		
○ デジタル技術を活用した気象観測情報の取得				
【施策分野 (1)、(E)】				
<ul style="list-style-type: none"> 災害時において正確な気象情報を入手できず、正しい情報を市民へ提供できないおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> 気象情報システムは、降水量・風速・風向・気温・湿度などの観測を自動的に行い、気象災害の防止・軽減に役立つ。市内に観測所を設置し、リアルタイムの気象情報を入手するほか、システムが蓄積したデータベースを基に解析・予測データを確認し、災害対応に繋げる。 		
【所管課】危機管理課				
○ 減災対策協議会への参加【再掲】				
【施策分野 (1)、(A)】				
<ul style="list-style-type: none"> 災害時において防災関係機関や近隣地域との連携体制が確立できない場合、応急対策活動や危険地域における市民の避難活動等に支障をきたすおそれがあり、さらなる人的被害の拡大に繋がる可能性がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 本市単独での防災対策には限界があり、気候変動や社会動向の変化に応じるため、各種関係者等（国・県・市町村）が連携し、減災のための目標を共有し、ハード対策・ソフト対策を一体的・計画的に推進することで人的被害の縮小に繋げる。 		
【所管課】危機管理課				
○ 農業用ため池や排水施設の耐震化【再掲】				
【施策分野 (5)、(D)、(E)】				
<ul style="list-style-type: none"> 近年の集中豪雨の増加、台風の大型化、施設能力を超える規模の大規模降雨が多発していることから、農業用ため池や巴川排水機場の老朽化によって、農地が湛水する農業被害が危惧される。 		<ul style="list-style-type: none"> 被災した場合に農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水施設の老朽化対策及び耐震化等に向けた取組を推進する。 		
【所管課】農業振興課				
○ 海岸・河川堤防の整備【再掲】				
【施策分野 (2)、(D)】				
<ul style="list-style-type: none"> 危険回避のための整備が必要な状況にあり、津波等発生時には被害の拡大に繋がるおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> 北浦及び涸沼岸堤は、国及び県により、護岸工事が完成している。巴川については、現在県により河川改修事業が進められている。市は、銚田川、長茂川、大谷川の未改修区間の河川改修については、県と連携し、整備を促進する。 		
【所管課】道路建設課				

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生				
(1) 行政機能・消防・防災教育等	(2) 住宅・都市・住環境	(3) 保健医療・福祉	(4) 情報通信・交通	(5) 産業・農林水産・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
＜脆弱性の評価＞		＜リスクへの対応方策＞		
○ 土砂災害対策の推進				
【施策分野 (1)、(A)】				
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害が発生した際に被害を受ける可能性のある土砂災害警戒区域が87ヶ所、土砂災害特別警戒区域が84箇所あり、ハザードマップを作成して周知している。 また、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定している。 		<ul style="list-style-type: none"> ハード対策である土砂災害防止施設の整備には時間を要するため、国や県、関係機関等と連携し、土砂災害ハザードマップの再確認及び周知・避難訓練の実施等、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を推進する。 近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、土砂災害警戒区域の指定やハザードマップの再確認を図り、周知に努める必要がある。 土砂災害の発生が予想される地域において、避難訓練を検討する。 		
【所管課】 危機管理課				
○ 大規模盛土造成地の耐震化対策【再掲】				
【施策分野 (2)】				
<ul style="list-style-type: none"> 阪神淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などでは、盛土を行った造成宅地で多くの住宅や公共施設に被害が発生した。市内にも、大規模盛土造成地が86ヶ所点在しており、地震災害時、滑動崩落により多数の甚大な宅地被害が発生するおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> 災害のおそれのある大規模な盛土造成宅地について、宅地の防災に関する意識啓発を行うとともに、安全性把握のための調査・対策の取り組みの推進に努める。また、大規模盛土造成地のマップを市ホームページ等で公表し、周知を図る。 		
【所管課】 都市計画課				
○ 避難行動要支援者への支援体制【再掲】				
【施策分野 (3)、(D)】				
<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者（自ら避難することが困難な者・支援を必要とする者）等を事前に把握しておくとともに、個別避難計画を見直し、避難支援を行う関係者等と共有しておく必要がある。 避難行動要支援者等が多く入所する介護施設・高齢者施設等における支援体制を整える必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所等における良好な生活環境を確保するため、幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮した取組を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく。 自ら避難することが困難な者・支援を必要とする者等が多く入所する介護施設・高齢者施設等における避難確保計画制度の普及・啓発等を行うとともに、策定支援を行う相談窓口などの体制構築に努める。 		
【所管課】 社会福祉課、危機管理課				

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 地域防災力の向上【再掲】	
【施策分野 (1)、(A)、(B)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・阪神淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。 ・共助につながる地域防災力が向上されていない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。 ・大規模災害時には公助の手が回らないことも想定される。消防団や自主防災組織、ボランティア団体等の育成・充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。 ・地域防災力の中核である消防団・水防団の体制・装備・訓練の充実強化を推進するとともに、防災士資格取得の普及、地域防災リーダーやボランティア団体等の育成、自主防災組織の結成・訓練などにより、更なる地域防災力の向上を図る。
【所管課】危機管理課	
○ 災害情報の収集・伝達体制の確保【再掲】	
【施策分野 (1)、(2)、(4)、(A)、(C)、(E)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の教訓から、災害時における情報伝達手段の多様化・多重化の必要性が強く求められている。 ・洪水浸水想定区域等に居住する住民に避難に関する情報の伝達ができない場合においても、住民の避難の遅れにつながり、人的被害が拡大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時通信の基本である防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）、防災行政無線テレホンサービス、災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、メール配信サービス、防災情報アプリ、エリアメール（緊急速報メール）の維持管理に努めるとともに、様々な情報伝達手段の導入による通信路の多ルート化により、より多くの市民（情報弱者・観光客・外国人を含む）へ確実な情報伝達を推進する。 ・市内の保育所（園）、認定こども園と連携し、災害情報の共有を図る。災害発生時の連絡手段の一つとして、子育てアプリが活用できるよう、保育所（園）、認定こども園及び保護者の理解を深めるよう促す。
【所管課】危機管理課、子ども家庭課、政策秘書課	

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
<脆弱性の評価>		<リスクへの対応方策>		
○ 建設業の人材確保				
【施策分野 (1)、(A)】				
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開く作業を担う建設業の人材確保ができないことで救急活動に支障が出るおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後の道路等の復旧・復興を速やかに進めることで、被災者等の救助・救急活動を迅速に行う。 ・災害協定に基づく建設業協会等との連携体制を強化する。 		
【所管課】 危機管理課、道路建設課				
○ 地域防災力の向上【再掲】				
【施策分野 (1)、(A)、(B)】				
<ul style="list-style-type: none"> ・阪神淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。 ・共助につながる地域防災力が向上されていない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。 ・大規模災害時には公助の手が回らないことも想定される。消防団や自主防災組織、ボランティア団体等の育成・充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。 ・地域防災力の中核である消防団・水防団の体制・装備・訓練の充実強化を推進するとともに、防災士資格取得の普及、地域防災リーダーやボランティア団体等の育成、自主防災組織の結成・訓練などにより、更なる地域防災力の向上を図る。 		
【所管課】 危機管理課				
○ 消防・救急体制の充実【再掲】				
【施策分野 (1)、(D)】				
<ul style="list-style-type: none"> ・救急、消防体制が不十分な場合、災害時の消火・救急救助活動に支障をきたし、火災等による死傷者が拡大するおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・消防、救急施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、災害対応力強化のための体制、装備資器材の充実強化を図る。また、消防団の資機材を計画的に整備することにより、迅速かつ効率的な運用と機動力の向上を図る。 		
【所管課】 危機管理課				

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺				
(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
<脆弱性の評価>		<リスクへの対応方策>		
○ 医療・介護・福祉関係者等の連携強化				
【施策分野 (3)、(A)、(C)、(E)】				
<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護・福祉支援等における多職種の連携体制が不十分であると、高齢者等に関する情報共有ができず、必要に応じた救助・救急や、被災者支援活動に支障をきたし、人的被害の増加に繋がるおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> 平時から高齢者等に係る医療・介護・福祉支援等の多職種の連携を図るため、ICT等を利用した情報共有を図る。災害時には、多職種による高齢者等の迅速な安否確認とその後の必要な支援につなげる。 		
【所管課】 社会福祉課、介護保険課				
○ 地域医療の充実				
【施策分野 (3)、(C)】				
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時は多数の傷病者が発生することが想定される。地域医療体制が確立されていない場合は、多数の犠牲者の発生に繋がるおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> 平時から、災害時の医療救護についての協定に基づき、必要に応じ医療救護班を要請する体制を整備及び支援をすることで、医療機関との連携を強化し、災害時の医療救護活動を迅速かつ効果的に行う。 医療救護計画の策定を検討し、関係者の相互の連携を的確に行い、災害時の医療救護活動を迅速かつ円滑に実施する。 		
【所管課】 健康増進課				
○ 非常用電源の確保				
【施策分野 (1)、(4)】		KPI (非常用電源の稼働時間)		
		【R6 現状】 15.8 時間 【R11 目標】 72.0 時間		
<ul style="list-style-type: none"> 市の公共施設における非常用電源整備数は3件のみで整備件数が少ない。非常用電源の確保が不十分なため、応急活動・断水・情報伝達に大きな支障をきたし、死傷者の増加に影響する可能性がある。 病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の備蓄を促すとともに、燃料等が優先的に配分されるよう、関係機関の連携を高めておく必要がある。 福祉避難所に指定されている社会福祉施設は、災害発生後に要配慮者の受入れが困難になり、要配慮者の生活支援に支障をきたすおそれがある。また、福祉施設には人工呼吸器等の医療機器を使用している者もいるため、災害発生時に停電した場合にはその機器の機能確保が困難になることが予想される。 		<ul style="list-style-type: none"> 災害時における市民生活を維持できるようにするため、公共施設において停電時にも必要最低限の機能維持を目指す。 外部からの供給なしで非常用電源を最低72時間稼働可能とし、また、長期化を考慮し、燃料や発電機等を確保するため、リース業者や石油販売店組合等と優先供給に関する協定の締結等を行う。 病院等のエネルギー確保について、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄必要性の周知を図る。 災害発生時の停電を回避するため、福祉避難所として協定を結んでいる施設等に対して、発電機の購入促進を図る。 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備の設置を促進する。 		
【所管課】 財政課、関係各課				

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 飲料水・生活水の確保	
<p>【施策分野 (2)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、水源の多重化の促進や災害時の優先的な応急給水の必要がある。 ・1人1日あたり最小限度3リットルの飲料水の供給が必要となる。 	<p>KPI (給水世帯への応急用備蓄水袋の在庫率)</p> <p>【R6 現状】 7.0% 【R11 目標】 70.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時より、応急用備蓄水袋を備蓄しておき、災害時には、応急用備蓄水袋等を活用して水道水を配るとともに、避難所となる施設などで応急給水を行う体制を構築する。 ・災害時における水の確保するため緊急遮断弁及び非常用電源装置の維持管理を行う。
【所管課】水道課	
○ 道路・橋梁の整備【再掲】	
<p>【施策分野 (4)、(D)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路や橋梁等が被災し閉塞した場合は、災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等に支障をきたすおそれがある。 ・狭あいな生活関連道路は、大規模地震時には建築物やブロック塀の倒壊等により閉塞するおそれがあり、緊急車両の通行の妨げになり、消火活動や救助活動に支障をきたす。また、火災延焼時等における地域住民の避難活動にも支障をきたし、さらなる死傷者の発生に繋がるおそれがある。 ・舗装の維持管理指数 MCI (Maintenance Control Index) が3.0以下であると、“早急に修繕が必要”と判定される。市域には、MCI=3.0以下の路線があり、災害時の道路ネットワークの機能に支障をきたすおそれがある。 ・災害時の県・市外からの救援・支援や物資輸送等のため道路ネットワークを強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、緊急輸送ルートを確保できるよう、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震補強を図る。 ・安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、幹線道路の整備や狭あいな生活関連道路の整備を進める必要がある。 ・道路交通の安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検を実施するとともに、計画的に予防保全を進める。 ・学校施設は災害時等に避難所としての役割を担うことから、通学路が避難経路となることが想定されるため、通学路整備を推進する。 ・災害に強い安全・安心な道路ネットワークを提供するため、市内の道路施設の適切な点検による現状把握とその結果に基づく予防保全の観点も踏まえ、的確に修繕を実施する。 ・災害時の輸送能力を確保するため、都市計画道路等の整備を推進し、道路ネットワークの強化を図る。
【所管課】道路建設課、都市計画課	

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生				
(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
<脆弱性の評価>		<リスクへの対応方策>		
○ 被災者の心身の健康管理				
【施策分野 (3)】				
<ul style="list-style-type: none"> 避難者にとって、避難所での共同生活はプライバシーが確保できないことからストレスの負荷がかかるおそれがある。 避難所では人との距離が密になり、感染症のリスクが高くなりやすい。予防接種を行っていない場合は、感染症患者の発生や蔓延に繋がる可能性が高い。 		<ul style="list-style-type: none"> 避難所での生活はプライバシーの確保やストレスを抱えやすいなどの問題があることから、被災後も自宅で生活できるよう、自宅での備蓄についても促進する。 避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平時から医療機関（医師会）と連携し、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。 予防接種による健康被害の発生時は迅速な救済を図り、避難所における感染症予防体制の整備を推進する。 		
【所管課】健康増進課				
○ 非常用物資の確保				
【施策分野 (2)、(C)】		KPI（非常用備蓄物資の確保）		
		【R6 現状】10,000食 【R11 目標】10,000食		
<ul style="list-style-type: none"> 避難者の想定は東日本大震災時を参考に10,000食を備蓄している。その他にも生理用品、乳幼児用品や避難所へ設置する資機材等も備蓄しているが、種類や数が十分ではなく、災害時に物資が行き届かないおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> 災害時における食料や生活必需品等の計画的な備蓄を行う。 友好都市等との災害物資の相互支援、職員の派遣に関する協定や民間事業者との物資協定、また、資機材等の提供に関する協定の締結をし、早期に調達できる流通備蓄の確保体制の強化や協定先の拡充に努める。 災害用井戸や耐震性貯水槽等の災害対応用水源の整備を行い、災害時の飲料水以外の生活用水の確保に努める。 市民に対し、災害時における食料や生活必需品等、3日分程度の備蓄を推進するように周知を行う。 		
【所管課】危機管理課				

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 避難所等における良好な生活環境の確保	
【施策分野 (2)、(C)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被災による衛生面の悪化により、感染症等の大規模発生が起こるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において下水道の利用を控えるよう啓発活動を行う。 ・下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備等の取組を検討する。 ・市内の建設業者と災害協定を結び、災害時の協力体制を整えることで、災害時の機能確保及び早期回復を図る。
【所管課】 下水道課	
○ 乳幼児・高齢者に配慮した避難所の利用計画	
【施策分野 (3)、(A)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・空調、多目的トイレ、更衣室や授乳室の設置による乳児や女性・高齢者への配慮を行っているが、施設及び資器材の整備量が十分でなく、配慮が行き届かないおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な生活環境を確保するため、幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮した、感染症対策やプライバシー確保をするための避難所用資器材の充実強化を図る。 ・被災者のニーズに応じて関係機関やボランティア団体等の協力を得ながら要配慮者を含む専門的な相談窓口を設置することとしている。
【所管課】 危機管理課	
○ 指定避難所の防災機能の強化	
【施策分野 (1)】	KPI (中学校体育館への空調設備整備率)
<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備が整備されていない避難所があるため、暑さ寒さ対策が不十分であり、避難者が安心して避難生活を行うことができない。 	<p>【R6 現状】 25% 【R11 目標】 100%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暑さ寒さ対策として空調設備を整備し、保守管理を行うことで、被災者が速やかに避難し安心して生活ができる体制を整備する。 ・大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、指定避難所として指定されている各中学校においては、環境の改善のため、空調設備を整備することで防災機能の強化を図る。
【所管課】 教育総務課	
○ 合併処理浄化槽への転換促進	
【施策分野 (2)】	KPI (合併処理浄化槽)
<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生のため、公共下水道等の整備区域外における合併処理浄化槽の普及を図り、生活排水対策を着実に進める必要がある。 	<p>【R6 現状】 25% 【R11 目標】 100%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても、生活排水等が公共用水域に流出することを防止するため、老朽化した単独処理浄化槽から、合併浄化槽への転換を促進する。 ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換における支援を行うことで転換を促進する。
【所管課】 下水道課	

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 非常用電源の確保【再掲】	
【施策分野 (1)、(4)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・市の公共施設における非常用電源整備数は3件のみで整備件数が少ない。非常用電源の確保が不十分なため、応急活動・断水・情報伝達に大きな支障をきたし、死傷者の増加に影響する可能性がある。 ・病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の備蓄を促すとともに、燃料等が優先的に配分されるよう、関係機関の連携を高めておく必要がある。 ・福祉避難所に指定されている社会福祉施設は、災害発生後に要配慮者の受入れが困難になり、要配慮者の生活支援に支障をきたすおそれがある。また、福祉施設には人工呼吸器等の医療機器を使用している者もいるため、災害発生時に停電した場合にはその機器の機能確保が困難になることが予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における市民生活を維持できるようにするため、公共施設において停電時にも必要最低限の機能維持を目指す。 ・外部からの供給なしで非常用電源を最低72時間稼働可能とし、また、長期化を考慮し、燃料や発電機等を確保するため、リース業者や石油販売店組合等と優先供給に関する協定の締結等を行う。 ・病院等のエネルギー確保について、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄必要性の周知を図る。 ・災害発生時の停電を回避するため、福祉避難所として協定を結んでいる施設等に対して、発電機の購入促進を図る。 ・高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備の設置を促進する。
【所管課】 財政課、関係各課	
○ 飲料水・生活水の確保【再掲】	
【施策分野 (2)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、水源の多重化の促進や災害時の優先的な応急給水の必要がある。 ・1人1日あたり最小限度3リットルの飲料水の供給が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時より、応急用備蓄水袋を備蓄しておき、災害時には、応急用備蓄水袋等を活用して水道水を配るとともに、避難所となる施設などで応急給水を行う体制を構築する。 ・災害時における水の確保するため緊急遮断弁及び非常用電源装置の維持管理を行う。
【所管課】 水道課	

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
<脆弱性の評価>		<リスクへの対応方策>		
○ 防災意識の高揚・啓発【再掲】				
【施策分野 (1)、(A)】				
<ul style="list-style-type: none"> ・防災において、自分の身は自分で守ることが基本であるため、市民一人一人が平常時から防災意識を持つことが重要である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、ホームページ、パンフレット、研修会等様々な防災教育活動により、防災意識の向上を図る。 		
【所管課】 危機管理課				
○ 非常用電源の確保【再掲】				
【施策分野 (1)、(4)】				
<ul style="list-style-type: none"> ・市の公共施設における非常用電源整備数は3件のみで整備件数が少ない。非常用電源の確保が不十分なため、応急活動・断水・情報伝達に大きな支障をきたし、死傷者の増加に影響する可能性がある。 ・病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の備蓄を促すとともに、燃料等が優先的に配分されるよう、関係機関の連携を高めておく必要がある。 ・福祉避難所に指定されている社会福祉施設は、災害発生後に要配慮者の受入れが困難になり、要配慮者の生活支援に支障をきたすおそれがある。また、福祉施設には人工呼吸器等の医療機器を使用している者もいるため、災害発生時に停電した場合にはその機器の機能確保が困難になることが予想される。 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における市民生活を維持できるようにするため、公共施設において停電時にも必要最低限の機能維持を目指す。 ・外部からの供給なしで非常用電源を最低72時間稼働可能とし、また、長期化を考慮し、燃料や発電機等を確保するため、リース業者や石油販売店組合等と優先供給に関する協定の締結等を行う。 ・病院等のエネルギー確保について、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄必要性の周知を図る。 ・災害発生時の停電を回避するため、福祉避難所として協定を結んでいる施設等に対して、発電機の購入促進を図る。 ・高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備の設置を促進する。 		
【所管課】 財政課、関係各課				
○ 飲料水・生活水の確保【再掲】				
【施策分野 (2)】				
<ul style="list-style-type: none"> ・衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、水源の多重化の促進や災害時の優先的な応急給水の必要がある。 ・1人1日あたり最小限度3リットルの飲料水の供給が必要となる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・平時より、応急用備蓄水袋を備蓄しておき、災害時においては、応急用備蓄水袋等を活用して水道水を配るとともに、避難所となる施設などで応急給水を行う体制を構築する。 ・災害時における水の確保するため緊急遮断弁及び非常用電源装置の維持管理を行う。 		
【所管課】 水道課				

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 非常用物資の確保【再掲】	
<p>【施策分野 (2)、(C)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難者の想定は東日本大震災時を参考に10,000食を備蓄している。その他にも生理用品、乳幼児用品や避難所へ設置する資機材等も備蓄しているが、種類や数が十分ではなく、災害時に物資が行き届かないおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における食料や生活必需品等の計画的な備蓄を行う。 友好都市等との災害物資の相互支援、職員の派遣に関する協定や民間事業者との物資協定、また、資機材等の提供に関する協定の締結をし、早期に調達できる流通備蓄の確保体制の強化や協定先の拡充に努める。 災害用井戸や耐震性貯水槽等の災害対応用水源の整備を行い、災害時の飲料水以外の生活用水の確保に努める。 市民に対し、災害時における食料や生活必需品等、3日分程度の備蓄を推進するように周知を行う。
【所管課】危機管理課	

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱				
(1) 行政機能・消防・防災教育等	(2) 住宅・都市・住環境	(3) 保健医療・福祉	(4) 情報通信・交通	(5) 産業・農林水産・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
＜脆弱性の評価＞		＜リスクへの対応方策＞		
○ 帰宅困難者等の受入体制の確保や対応				
【施策分野 (4)、(C)】				
<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の受入れ先や飲食料の提供、情報提供等の支援体制が確立されていない場合は、避難所等で混乱が生じるおそれがある。 ・多くの周辺住民・帰宅困難者を分離せずに受け入れることにより、両者を受け入れた避難所は混乱をきたす可能性がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、市は計画的に物資の備蓄を進め、災害時の物資配送体制を整備する。 ・帰宅困難者対応については、交通事業各社と連携し、代替輸送や運行経路の確保を図る。 		
【所管課】 危機管理課				
○ 公園施設の適正な管理【再掲】				
【施策分野 (2)、(D)】				
<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理が不十分な場合、大規模災害時に緊急避難場所に指定されている鹿島灘海浜公園が避難施設としての機能確保に支障をきたし、さらなる被害の拡大に繋がるおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の一時避難や救援活動の場となる公園や広場の更新や維持を図ることで、防災性を向上させる。 		
【所管課】 都市計画課				
○ 災害情報の収集・伝達体制の確保【再掲】				
【施策分野 (1)、(2)、(4)、(A)、(C)、(E)】				
<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の教訓から、災害時における情報伝達手段の多様化・多重化の必要性が強く求められている。 ・洪水浸水想定区域等に居住する住民に避難に関する情報の伝達ができない場合においても、住民の避難の遅れにつながり、人的被害が拡大するおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時通信の基本である防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）、防災行政無線テレホンサービス、災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、メール配信サービス、防災情報アプリ、エリアメール（緊急速報メール）の維持管理に努めるとともに、様々な情報伝達手段の導入による通信路の多ルート化により、より多くの市民（情報弱者・観光客・外国人を含む）へ確実な情報伝達を推進する。 ・市内の保育所（園）、認定こども園と連携し、災害情報の共有を図る。災害発生時の連絡手段の一つとして、子育てアプリが活用できるよう、保育所（園）、認定こども園及び保護者の理解を深めるよう促す。 		
【所管課】 危機管理課、子ども家庭課、政策秘書課				

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 地域医療の充実【再掲】	
【施策分野 (3)、(C)】	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時は多数の傷病者が発生することが想定される。地域医療体制が確立されていない場合は、多数の犠牲者の発生に繋がるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 平時から、災害時の医療救護についての協定に基づき、必要に応じ医療救護班を要請する体制を整備及び支援をすることで、医療機関との連携を強化し、災害時の医療救護活動を迅速かつ効果的に行う。 災害時の医療救護活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、関係各位の相互の連携を的確に行うため、医療救護計画の策定について検討する。
【所管課】健康増進課	
○ 非常用電源の確保【再掲】	
【施策分野 (1)、(4)】	
<ul style="list-style-type: none"> 市の公共施設における非常用電源整備数は3件のみで整備件数が少ない。非常用電源の確保が不十分なため、応急活動・断水・情報伝達に大きな支障をきたし、死傷者の増加に影響する可能性がある。 病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の備蓄を促すとともに、燃料等が優先的に配分されるよう、関係機関の連携を高めておく必要がある。 福祉避難所に指定されている社会福祉施設は、災害発生後に要配慮者の受入れが困難になり、要配慮者の生活支援に支障をきたすおそれがある。また、福祉施設には人工呼吸器等の医療機器を使用している者もいるため、災害発生時に停電した場合にはその機器の機能確保が困難になることが予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における市民生活を維持できるようにするため、公共施設において停電時にも必要最低限の機能維持を目指す。 外部からの供給なしで非常用電源を最低72時間稼働可能とし、また、長期化を考慮し、燃料や発電機等を確保するため、リース業者や石油販売店組合等と優先供給に関する協定の締結等を行う。 病院等のエネルギー確保について、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄必要性の周知を図る。 災害発生時の停電を回避するため、福祉避難所として協定を結んでいる施設等に対して、発電機の購入促進を図る。 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備の設置を促進する。
【所管課】財政課、関係各課	
○ 非常用物資の確保【再掲】	
【施策分野 (2)、(C)】	
<ul style="list-style-type: none"> 避難者の想定は東日本大震災時を参考に10,000食を備蓄している。その他にも生理用品、乳幼児用品や避難所へ設置する資機材等も備蓄しているが、種類や数が十分ではなく、災害時に物資が行き届かないおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における食料や生活必需品等の計画的な備蓄を行う。 友好都市等との災害物資の相互支援、職員の派遣に関する協定や民間事業者との物資協定、また、資機材等の提供に関する協定の締結をし、早期に調達できる流通備蓄の確保体制の強化や協定先の拡充に努める。 災害用井戸や耐震性貯水槽等の災害対応水源の整備を行い、災害時の飲料水以外の生活用水の確保に努める。 市民に対し、災害時における食料や生活必需品等、3日分程度の備蓄を推進するように周知を行う。
【所管課】危機管理課	

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 避難所等における良好な生活環境の確保【再掲】	
【施策分野 (2)、(C)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被災による衛生面の悪化により、感染症等の大規模発生が起こるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において下水道の利用を控えるよう啓発活動を行う。 ・下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備等の取組を検討する。 ・市内の建設業者と災害協定を結び、災害時の協力体制を整えることで、災害時の機能確保及び早期回復を図る。
【所管課】 下水道課	

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生				
(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
<脆弱性の評価>		<リスクへの対応方策>		
○ 避難所運営の見直し				
【施策分野 (1)、(3)】				
<ul style="list-style-type: none"> 避難所では避難者が共同生活を行うため、感染症患者の発生や感染症の蔓延に繋がる可能性がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 感染症まん延期に災害が発生した場合に備えて、ソーシャルディスタンスを考慮した避難所運営ガイドラインや避難フロー、避難所のレイアウトの作成等を行う。 		
【所管課】 危機管理課				
○ 非常用電源の確保【再掲】				
【施策分野 (1)、(4)】				
<ul style="list-style-type: none"> 市の公共施設における非常用電源整備数は3件のみで整備件数が少ない。非常用電源の確保が不十分なため、応急活動・断水・情報伝達に大きな支障をきたし、死傷者の増加に影響する可能性がある。 病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の備蓄を促すとともに、燃料等が優先的に配分されるよう、関係機関の連携を高めておく必要がある。 福祉避難所に指定されている社会福祉施設は、災害発生後に要配慮者の受入れが困難になり、要配慮者の生活支援に支障をきたすおそれがある。また、福祉施設には人工呼吸器等の医療機器を使用している者もいるため、災害発生時に停電した場合にはその機器の機能確保が困難になることが予想される。 		<ul style="list-style-type: none"> 災害時における市民生活を維持できるようにするため、公共施設において停電時にも必要最低限の機能維持を目指す。 外部からの供給なしで非常用電源を最低72時間稼働可能とし、また、長期化を考慮し、燃料や発電機等を確保するため、リース業者や石油販売店組合等と優先供給に関する協定の締結等を行う。 病院等のエネルギー確保について、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄必要性の周知を図る。 災害発生時の停電を回避するため、福祉避難所として協定を結んでいる施設等に対して、発電機の購入促進を図る。 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備の設置を促進する。 		
【所管課】 財政課、関係各課				
○ 避難所等における良好な生活環境の確保【再掲】				
【施策分野 (2)、(C)】				
<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の被災による衛生面の悪化により、感染症等の大規模発生が起こるおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> 災害時において下水道の利用を控えるよう啓発活動を行う。 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備等の取組を検討する。 市内の建設業者と災害協定を結び、災害時の協力体制を整えることで、災害時の機能確保及び早期回復を図る。 		
【所管課】 下水道課				

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 被災者の心身の健康管理【再掲】	
<p>【施策分野 (3)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者にとって、避難所での共同生活はプライバシーが確保できないことからストレスの負荷がかかるおそれがある。 ・避難所では人との距離が密になり、感染症のリスクが高くなりやすい。予防接種を行っていない場合は、感染症患者の発生や蔓延に繋がる可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所での生活はプライバシーの確保やストレスを抱えやすいなどの問題があることから、被災後も自宅で生活できるよう、自宅での備蓄についても促進する。 ・避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平時から医療機関（医師会）と連携し、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。 ・予防接種による健康被害の発生時は迅速な救済を図り、避難所における感染症予防体制の整備を推進する。
【所管課】健康増進課	

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
<脆弱性の評価>			<リスクへの対応方策>	
○ 業務継続体制の整備				
【施策分野 (1)】				
<ul style="list-style-type: none"> 市民の生命、身体及び財産を守ることは、市の責務であることから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。 大規模災害時に通信機器や通信システム等が機能停止するおそれがある。 本庁舎の老朽化が進行していることから、災害時において市職員の業務体制の維持が困難となるおそれがある。 			<ul style="list-style-type: none"> 市業務継続計画（BCP）の改定等も検討し、市域が被災するような大災害時にも適切かつ迅速に業務継続の優先度が高い通常業務や非常時優先業務を遂行できるよう、業務継続体制の強化を進める。 通信システム及びデータのバックアップ機能及び行政事務継続性の強化を図る。 新庁舎整備を進めるとともに、集約化・複合化等による公共施設の一体整備を進め、ハード面でも業務継続体制を確保する。また、一体整備により様々な観点での防災拠点づくりを図る。さらに、一体整備を行う各公共施設の連携により、幅広い災害対応及び災害からの復興を図る。 	
【所管課】総務課、政策秘書課				
○ 本庁舎の非常用電源の確保				
【施策分野 (1)、(4)】				
<ul style="list-style-type: none"> 災害時における市民生活を維持できるようにするため、本庁舎において停電時にも最低限の機能維持を行う必要がある。 			<ul style="list-style-type: none"> 外部からの供給がなくとも、非常用電源を最低72時間稼働可能とし、長期化を考慮し、燃料や発電機等を確保するため、リース業者や石油販売店組合等と優先供給に関する協定の締結等を行う。 	
【所管課】財政課				
○ 地方公共団体間の相互応援協定による連携体制の強化				
【施策分野 (1)】				
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時、市の職員だけでは人員が大幅に不足した場合、迅速かつ的確な被災者再建の対応が困難になり、被災市民の生活再建の遅れに繋がるおそれがある。 			<ul style="list-style-type: none"> 発災時に市が主体となり、受援マニュアルに沿って外部からの応援を円滑に受け入れ、市職員と応援職員が連携して、災害応急対策、災害復旧・復興に取り組める体制を構築する。 	
【所管課】危機管理課				

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 公共建築物の耐震化【再掲】	
<p>【施策分野 (1)、(2)、(D)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の倒壊や天井脱落が発生した場合は、利用者が被災するおそれがあり、また、災害発生後の応急復旧活動や、避難所の提供等の被災者支援活動、復旧復興に向けた住民サービスの提供などに支障をきたすおそれがある。 市営住宅は令和6年(2024年)末時点で82戸あり、更新が行えない場合は老朽化が進み、災害時には倒壊の可能性が高くなり、居住者の安全を確保できなくなるおそれがある。 学校施設等の老朽化対策として内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化は実施したが、経年による施設の老朽化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 銚田市公共施設等個別施設計画に定める各公共施設の方向性に基づき、統廃合や複合化を推進する。また、継続して利用する施設については、計画的な定期点検や修繕を行い、老朽化対策・耐震化対策を実施する。 市営住宅については長寿命化計画に基づき、必要に応じて計画的な修繕を実施することで、住宅の耐震性能の維持を図る。 老朽化した教育施設等の修繕や改修等を実施し、避難所として指定されている施設についても、維持管理を行うことで、避難者の安全な場所を確保する。
【所管課】 財政課、関係各課	
○ 道路・橋梁の整備【再掲】	
<p>【施策分野 (4)、(D)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線道路や橋梁等が被災し閉塞した場合は、災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等に支障をきたすおそれがある。 狭あいな生活関連道路は、大規模地震時には建築物やブロック塀の倒壊等により閉塞するおそれがあり、緊急車両の通行の妨げになり、消火活動や救助活動に支障をきたす。また、火災延焼時等における地域住民の避難活動にも支障をきたし、さらなる死傷者の発生に繋がるおそれがある。 舗装の維持管理指数 MCI (Maintenance Control Index) が3.0以下であると、“早急に修繕が必要”と判定される。市域には、MCI=3.0以下の路線があり、災害時の道路ネットワークの機能に支障をきたすおそれがある。 災害時の県・市外からの救援・支援や物資輸送等のため道路ネットワークを強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、緊急輸送ルートを確保できるよう、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震補強を図る。 安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、幹線道路の整備や狭あいな生活関連道路の整備を進める必要がある。 道路交通の安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検を実施するとともに、計画的に予防保全を進める。 学校施設は災害時等に避難所としての役割を担うことから、通学路が避難経路となることが想定されるため、通学路整備を推進する。 災害に強い安全・安心な道路ネットワークを提供するため、市内の道路施設の適切な点検による現状把握とその結果に基づく予防保全の観点も踏まえ、的確に修繕を実施する。 災害時の輸送能力を確保するため、都市計画道路等の整備を推進し、道路ネットワークの強化を図る。
【所管課】 道路建設課、都市計画課	

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力・経営執行力低下による食料等の安定供給の停滞及び社会経済活動への甚大な影響				
(1) 行政機能・消防・防災教育等	(2) 住宅・都市・住環境	(3) 保健医療・福祉	(4) 情報通信・交通	(5) 産業・農林水産・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
＜脆弱性の評価＞		＜リスクへの対応方策＞		
○ 農業者向けBCP（業務継続計画）策定の促進				
【施策分野 (5)、(A)、(C)】		KPI（農業版BCP策定人数） 【R6現状】7人 【R11目標】17人		
・自然災害（台風・大雨）が多発しており、農林水産関係の被害額が増加傾向にあるが、農業者へのBCPの周知ができていないため、災害に対する備えが十分でない。		・認定農業者更新時及び窓口対応時に農業版BCPの重要性を周知することで、自然災害等のリスクに備えるための農業版BCPの策定の促進を図る。		
【所管課】農業振興課				
○ 商工業者向けBCP（業務継続計画）策定の促進				
【施策分野 (5)、(A)、(C)】		KPI（事業継続力強化計画認定件数） 【R6現状】5件 【R11目標】25件		
・企業の自主的な防災の促進、緊急時の対応力の強化が不十分だと、発災時に機能不全に陥るおそれがある。		・災害発生時における企業等の「被害軽減」及び「早期の事業再開」及びサプライチェーンの維持のため、商工会と連携して、業務継続計画（BCP）の指導や助言を行い、作成の促進を図る。 ・災害発生時には、茨城県及び商工会と協力して、経営継続のための災害対策融資の実施や相談窓口の設置などの支援体制を整える。		
【所管課】商工観光課				
○ 農業施設の耐震化・耐候性の強化				
【施策分野 (5)、(C)、(D)】				
・農業用施設等が被災してしまうことで、収穫した農産物が集荷、輸送できなくなるおそれがある。 ・強化型ハウスの導入数が少なく、老朽化等により十分な耐候性がない農業施設が気象災害等による被災によって、営農の継続が困難となるおそれがある。		・事業者が農業用施設等を整備点検し、平常時から適切な維持管理を行うよう周知を図る。 ・農業施設の被災による営農力低下を防止するため、気象災害等に強い耐候性強化型ハウスの導入や防風ネットの支援を行う。		
【所管課】農業振興課				

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 収入保険への加入促進	
<p>【施策分野 (5)、(C)】</p>	<p>KPI (収入保険加入経営体数)</p> <p>【R6 現状】 136 件 【R11 目標】 183 件</p>
<p>・災害などにより、農作物などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがある。</p>	<p>・大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、収入保険(自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償する保険)の加入を推進する。</p>
<p>【所管課】 農業振興課</p>	
○ 遊休農地の発生防止	
<p>【施策分野 (5)】</p>	<p>KPI (遊休農地面積)</p> <p>【R6 現状】 98ha 【R11 目標】 81ha</p>
<p>・食料の安定的な生産体制を確立するため、遊休農地や荒廃地の解消を図る必要がある。</p> <p>・遊休農地が増加することで、火災が起きた際に2次災害が発生するおそれがある。</p>	<p>・県、市、農地中間管理機構等が連携し、規模拡大意欲の高い担い手へ農地の集積・集約化を図る。</p>
<p>【所管課】 農業委員会事務局</p>	
○ 道路・橋梁の整備【再掲】	
<p>【施策分野 (4)、(D)】</p> <p>・幹線道路や橋梁等が被災し閉塞した場合は、災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等に支障をきたすおそれがある。</p> <p>・狭あいな生活関連道路は、大規模地震時には建築物やブロック塀の倒壊等により閉塞するおそれがあり、緊急車両の通行の妨げになり、消火活動や救助活動に支障をきたす。また、火災延焼時等における地域住民の避難活動にも支障をきたし、さらなる死傷者の発生に繋がるおそれがある。</p> <p>・舗装の維持管理指数 MCI (Maintenance Control Index) が3.0以下であると、“早急に修繕が必要”と判定される。市域には、MCI=3.0以下の路線があり、災害時の道路ネットワークの機能に支障をきたすおそれがある。</p> <p>・災害時の県・市外からの救援・支援や物資輸送等のため道路ネットワークを強化する必要がある。</p>	<p>・災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、緊急輸送ルートを確認できるよう、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震補強を図る。</p> <p>・安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、幹線道路の整備や狭あいな生活関連道路の整備を進める必要がある。</p> <p>・道路交通の安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検を実施するとともに、計画的に予防保全を進める。</p> <p>・学校施設は災害時等に避難所としての役割を担うことから、通学路が避難経路となることが想定されるため、通学路整備を推進する。</p> <p>・災害に強い安全・安心な道路ネットワークを提供するため、市内の道路施設の適切な点検による現状把握とその結果に基づく予防保全の観点も踏まえ、的確に修繕を実施する。</p> <p>・災害時の輸送能力を確保するため、都市計画道路等の整備を推進し、道路ネットワークの強化を図る。</p>
<p>【所管課】 道路建設課、都市計画課</p>	

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

4-2 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下				
(1) 行政機能・消防・防災教育等	(2) 住宅・都市・住環境	(3) 保健医療・福祉	(4) 情報通信・交通	(5) 産業・農林水産・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
<脆弱性の評価>		<リスクへの対応方策>		
○ 農地・農業水利施設等の適切な保全管理				
【施策分野 (5)、(D)】				
<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の高齢化や担い手の減少、地域での共同活動の困難化に伴い、平常時の農業施設（農用地・水路・農道）の保全管理に対する農業者への負担の増加が懸念されている中で、農業・農村の衰退は、国土保全や水源かん養、自然環境保全等、農地の多面的機能の発揮に支障が生じるおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・農地の多面的機能を発揮するため、担い手に集中する水路や農道等の保全管理・長寿命化を多面的機能支払交付金の活用によって、地域全体の共同活動で支えていく仕組みを推進していく。 		
【所管課】 農業振興課				
○ 森林の適切な整備・保全				
【施策分野 (5)】				
<ul style="list-style-type: none"> ・森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有しており、災害等による荒廃を防ぐために、適切な森林整備を進めていく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・森林を有する地域においては、荒廃による大規模災害を防止するため、松くい虫被害からの抑止、植栽、保育、間伐等の維持管理を適正に行い森林の保全を図る。 		
【所管課】 農業振興課				
○ 鳥獣被害の防止				
【施策分野 (2)、(5)、(E)】		KPI（鳥獣被害の相談件数）		
		【R6 現状】 39件 【R11 目標】 24件		
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害の増加によって農地等が荒廃し、国土保全や水源の涵養等の多面的機能が低下することで、洪水等の被害が発生するおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンを活用した生態系調査やICTわな監視装置の整備を行い、デジタルと行政・地域住民や猟友会等が連携して「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む。 		
【所管課】 農業振興課				

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用

＜脆弱性の評価＞	＜リスクへの対応方策＞
○ 外国人に対する防災情報の提供・伝達	
<p>【施策分野 (4)、(A)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者は増加傾向にあるとともに、外国人観光客や訪問者等も多くおり、多言語等での情報提供が求められる。日本語の理解が不十分な外国人等は情報難民となるおそれがあり、外国人等への災害時の情報提供・伝達ができない場合、多くの外国人は適切な防災行動を取ることが困難となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に外国人等が言語の違いによる意思疎通の困難さにより孤立することなく、迅速かつ的確に行動できるよう、平常時から外国人登録等によりその人数や所在を把握し、雇用主や監理団体等に防災教育の実施を働きかけるほか、外国人向けの災害時マニュアル配布や避難に関する表示の多言語標記、相談窓口の設置など、情報提供・伝達体制の充実を図る。
【所管課】危機管理課	
○ 災害情報の収集・伝達体制の確保【再掲】	
<p>【施策分野 (1)、(2)、(4)、(A)、(C)、(E)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の教訓から、災害時における情報伝達手段の多様化・多重化の必要性が強く求められている。 洪水浸水想定区域等に居住する住民に避難に関する情報の伝達ができない場合においても、住民の避難の遅れにつながり、人的被害が拡大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時通信の基本である防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）、防災行政無線テレホンサービス、災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、メール配信サービス、防災情報アプリ、エリアメール（緊急速報メール）の維持管理に努めるとともに、様々な情報伝達手段の導入による通信路の多ルート化により、より多くの市民（情報弱者・観光客・外国人を含む）へ確実な情報伝達を推進する。 市内の保育所（園）、認定こども園と連携し、災害情報の共有を図る。災害発生時の連絡手段の一つとして、子育てアプリが活用できるよう、保育所（園）、認定こども園及び保護者の理解を深めるよう促す。
【所管課】危機管理課、子ども家庭課、政策秘書課	

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 非常用電源の確保【再掲】	
【施策分野 (1)、(4)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・市の公共施設における非常用電源整備数は3件のみで整備件数が少ない。非常用電源の確保が不十分なため、応急活動・断水・情報伝達に大きな支障をきたし、死傷者の増加に影響する可能性がある。 ・病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の備蓄を促すとともに、燃料等が優先的に配分されるよう、関係機関の連携を高めておく必要がある。 ・福祉避難所に指定されている社会福祉施設は、災害発生後に要配慮者の受入れが困難になり、要配慮者の生活支援に支障をきたすおそれがある。また、福祉施設には人工呼吸器等の医療機器を使用している者もいるため、災害発生時に停電した場合にはその機器の機能確保が困難になることが予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における市民生活を維持できるようにするため、公共施設において停電時にも必要最低限の機能維持を目指す。 ・外部からの供給なしで非常用電源を最低72時間稼働可能とし、また、長期化を考慮し、燃料や発電機等を確保するため、リース業者や石油販売店組合等と優先供給に関する協定の締結等を行う。 ・病院等のエネルギー確保について、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄必要性の周知を図る。 ・災害発生時の停電を回避するため、福祉避難所として協定を結んでいる施設等に対して、発電機の購入促進を図る。 ・高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備の設置を促進する。
【所管課】財政課、関係各課	

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油、LP ガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止				
(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
<脆弱性の評価>		<リスクへの対応方策>		
○ 再生可能エネルギー等の活用の啓発				
【施策分野 (2)、(C)】				
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に電気供給が長期間途絶えた場合、市民生活に影響を及ぼすとともに、長期化するほど市民生活への影響が大きく、自宅で生活することが難しくなり、避難者が増加するおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電設備（電気自動車等）の普及に取り組むことにより、災害時の電源確保を図る。 		
【所管課】生活環境課				
○ 非常用電源の確保【再掲】				
【施策分野 (1)、(4)】				
<ul style="list-style-type: none"> ・市の公共施設における非常用電源整備数は3件のみで整備件数が少ない。非常用電源の確保が不十分なため、応急活動・断水・情報伝達に大きな支障をきたし、死傷者の増加に影響する可能性がある。 ・病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の備蓄を促すとともに、燃料等が優先的に配分されるよう、関係機関の連携を高めておく必要がある。 ・福祉避難所に指定されている社会福祉施設は、災害発生後に要配慮者の受入れが困難になり、要配慮者の生活支援に支障をきたすおそれがある。また、福祉施設には人工呼吸器等の医療機器を使用している者もいるため、災害発生時に停電した場合にはその機器の機能確保が困難になることが予想される。 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における市民生活を維持できるようにするため、公共施設において停電時にも必要最低限の機能維持を目指す。 ・外部からの供給なしで非常用電源を最低72時間稼働可能とし、また、長期化を考慮し、燃料や発電機等を確保するため、リース業者や石油販売店組合等と優先供給に関する協定の締結等を行う。 ・病院等のエネルギー確保について、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄必要性の周知を図る。 ・災害発生時の停電を回避するため、福祉避難所として協定を結んでいる施設等に対して、発電機の購入促進を図る。 ・高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備の設置を促進する。 		
【所管課】財政課、関係各課				

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止				
(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
<脆弱性の評価>		<リスクへの対応方策>		
○ 下水道の業務継続計画（BCP）の推進及び災害復旧対応				
【施策分野 (2)、(D)】				
<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つである。災害、事故等により下水道施設に被害が発生した際に、機能の確保や早期回復を図るの必要があり、例え中断しても許容される時間内の復旧を目指せる体制を構築する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 非常時において、市民生活にとって重要なライフラインである下水道施設の機能を維持または早期回復するため、銚田市下水道事業業務継続計画（BCP）において、災害時の被害を想定し、業務継続において特に重要な要素や時間経過ごとに必要となる業務を整理し、平時から災害に備える。 		
【所管課】 下水道課				
○ 上下水道施設の長寿命化と耐震化【再掲】				
【施策分野 (2)、(D)】				
<ul style="list-style-type: none"> 上水道施設等に被害が生じた場合は、断水により市民生活や公衆衛生等に影響を及ぼすおそれがある。 下水道施設等に被害が生じた場合は、管路の閉塞により、汚水の滞留や未処理下水の流出が起これ、市民生活や公衆衛生等に影響を及ぼすおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> 災害等緊急時に備え、将来の老朽管更新を見据えた耐震化計画の見直しや、耐震性の伴う管路の整備及び各浄配水場施設の更新や長寿命化を図り、安全・安心な水の安定供給を行う。 農業集落排水施設については機能診断を実施し、他の下水道施設について適時・適切に機能診断を実施し長寿命化と耐震化を図ります。 		
【所管課】 水道課、下水道課				
○ 避難所等における良好な生活環境の確保【再掲】				
【施策分野 (2)、(C)】				
<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の被災による衛生面の悪化により、感染症等の大規模発生が起こるおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> 災害時において下水道の利用を控えるよう啓発活動を行う。 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備等の取組を検討する。 市内の建設業者と災害協定を結び、災害時の協力体制を整えることで、災害時の機能確保及び早期回復を図る。 		
【所管課】 下水道課				

5-4 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
＜脆弱性の評価＞			＜リスクへの対応方策＞	
○ 迂回路の設置による交通施設の防災対策				
【施策分野 (4)】				
<ul style="list-style-type: none"> 道路等が被災し閉塞した場合は、災害発生後に避難・救援・支援活動や物資輸送活動等に支障をきたすおそれがある。 			<ul style="list-style-type: none"> 災害時において、道路が被害を受けて、早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡する迂回路をあらかじめ調査し、関係機関に当該事項を周知徹底して緊急事態に備える。 	
【所管課】 道路建設課				
○ 道路・橋梁の整備【再掲】				
【施策分野 (4)、(D)】				
<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路や橋梁等が被災し閉塞した場合は、災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等に支障をきたすおそれがある。 狭あいな生活関連道路は、大規模地震時には建築物やブロック塀の倒壊等により閉塞するおそれがあり、緊急車両の通行の妨げになり、消火活動や救助活動に支障をきたす。また、火災延焼時等における地域住民の避難活動にも支障をきたし、さらなる死傷者の発生に繋がるおそれがある。 舗装の維持管理指数 MCI (Maintenance Control Index) が3.0以下であると、“早急に修繕が必要”と判定される。市域には、MCI=3.0以下の路線があり、災害時の道路ネットワークの機能に支障をきたすおそれがある。 災害時の県・市外からの救援・支援や物資輸送等のため道路ネットワークを強化する必要がある。 			<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後に救援・支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うため、緊急輸送ルートを確認できるよう、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震補強を図る。 安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、幹線道路の整備や狭あいな生活関連道路の整備を進める必要がある。 道路交通の安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検を実施するとともに、計画的に予防保全を進める。 学校施設は災害時等に避難所としての役割を担うことから、通学路が避難経路となることが想定されるため、通学路整備を推進する。 災害に強い安全・安心な道路ネットワークを提供するため、市内の道路施設の適切な点検による現状把握とその結果に基づく予防保全の観点も踏まえ、的確に修繕を実施する。 災害時の輸送能力を確保するため、都市計画道路等の整備を推進し、道路ネットワークの強化を図る。 	
【所管課】 道路建設課、都市計画課				

目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
<脆弱性の評価>		<リスクへの対応方策>		
○ 被災者生活再建支援システムの活用				
【施策分野 (2)、(E)】				
<ul style="list-style-type: none"> 迅速な被害調査、罹災証明書の申請・発行、被災者台帳の作成を行えるよう体制を構築する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 被災者等の生活再建支援のため、茨城県と連携して被災者生活再建支援システムを活用し、マイナンバーカードを使ったびったりサービス（オンライン）での証明書申請やモバイル端末を利用した被害調査により、罹災証明書の申請から発行までを円滑に行うことで、復興を速やかに行う。 		
【所管課】 税務課				
○ 地域防災力の向上【再掲】				
【施策分野 (1)、(A)、(B)】				
<ul style="list-style-type: none"> 阪神淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。 共助につながる地域防災力が向上されていない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定される。消防団や自主防災組織、ボランティア団体等の育成・充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。 地域防災力の中核である消防団・水防団の体制・装備・訓練の充実強化を推進するとともに、防災士資格取得の普及、地域防災リーダーやボランティア団体等の育成、自主防災組織の結成・訓練などにより、更なる地域防災力の向上を図ります。 		
【所管課】 危機管理課				
○ 消防・救急体制の充実【再掲】				
【施策分野 (1)、(D)】				
<ul style="list-style-type: none"> 救急、消防体制が不十分な場合、災害時の消火・救急救助活動に支障をきたし、火災等による死傷者が拡大するおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> 消防、救急施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、災害対応力強化のための体制、装備資器材の充実強化を図る。また、消防団の資機材を計画的に整備することにより、迅速かつ効率的な運用と機動力の向上を図る。 		
【所管課】 危機管理課				

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 農業者向けBCP（業務継続計画）策定の促進【再掲】	
【施策分野 (5)、(A)、(C)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害（台風・大雨）が多発しており、農林水産関係の被害額が増加傾向にあるが、農業者へのBCPの周知ができていないため、災害に対する備えが十分でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者更新時及び窓口応対時に農業版BCPの重要性を周知することで、自然災害等のリスクに備えるための農業版BCPの策定の促進を図る。
【所管課】農業振興課	
○ 商工業者向けBCP（業務継続計画）策定の促進【再掲】	
【施策分野 (5)、(A)、(C)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・企業の自主的な防災の促進、緊急時の対応力の強化が不十分だと、発災時に機能不全に陥るおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における企業等の「被害軽減」及び「早期の事業再開」及びサプライチェーンの維持のため、商工会と連携して、業務継続計画（BCP）の指導や助言を行い、作成の促進を図る。 ・災害発生時には、茨城県及び商工会と協力して、経営継続のための災害対策融資の実施や相談窓口の設置などの支援体制を整える。
【所管課】商工観光課	

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

(1) 行政機能・消防・防災教育等	(2) 住宅・都市・住環境	(3) 保健医療・福祉	(4) 情報通信・交通	(5) 産業・農林水産・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
<脆弱性の評価>		<リスクへの対応方策>		
○ ボランティア活動の支援体制の整備				
【施策分野 (1)】				
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時には、市外、県外から多くのボランティアが集まる可能性が高い。ボランティアの受入窓口の設置や運営体制の確保が円滑にいかない場合は、ボランティアを捌けず、円滑なボランティアの配備やニーズに応じた配備が出来ず、復旧・復興に支障をきたすおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> 市社会福祉協議会は災害発生時にボランティア活動の「受入窓口」になるため、その円滑な形成と運営ができるよう体制を強化する。 		
【所管課】 社会福祉課				
○ 地域防災力の向上【再掲】				
【施策分野 (1)、(A)、(B)】				
<ul style="list-style-type: none"> 阪神淡路大震災においては、地域住民が協力し合っって初期消火や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた。 共助につながる地域防災力が向上されてない場合、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当等の自主的な防災活動が機能せず、死傷者の増加に起因する可能性がある。 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定される。消防団や自主防災組織、ボランティア団体等の育成・充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害の発生に備え、共助の観点から自主防災組織の結成や活動支援を行い防災活動の強化を図る。更に、安否確認や避難行動の支援において地域での助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を推進する。 地域防災力の中核である消防団・水防団の体制・装備・訓練の充実強化を推進するとともに、防災士資格取得の普及、地域防災リーダーやボランティア団体等の育成、自主防災組織の結成・訓練などにより、更なる地域防災力の向上を図ります。 		
【所管課】 危機管理課				
○ 建設業の人材確保【再掲】				
【施策分野 (1)、(A)】				
<ul style="list-style-type: none"> 緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開く作業を担う建設業の人材確保ができないことで救急活動に支障が出るおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後の道路等の復旧・復興を速やかに進めることで、被災者等の救助・救急活動を迅速に行う。 災害協定に基づく建設業協会等との連携体制を強化する。 		
【所管課】 危機管理課、道路建設課				

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
＜脆弱性の評価＞		＜リスクへの対応方策＞		
○ 災害廃棄物等の処理体制の整備				
【施策分野 (2)、(A)】				
<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生する。発災直後の混乱した状態の中でも、適正に災害廃棄物の処理を行える体制を、平時から構築する必要がある。 一般ごみは、銚田クリーンセンターと大洗、銚田、水戸環境組合にて処理しているが、災害時には大量の廃棄物が発生し、処理が停滞することにより、復旧・復興への影響が想定される。 		<ul style="list-style-type: none"> 「銚田市災害廃棄物処理計画」をもとに、大量に排出される廃棄物の処理を、迅速に行える体制を整える。また、被災による、ごみ処理能力不足を補うため、鹿行地区及び県央地区の相互支援協定や、財団法人茨城県環境保全事業団と緊急時における一般廃棄物処理に関する支援協定に基づく県内広域処理体制を整える。 新ごみ処理施設の整備を確実に進め、災害廃棄物を見込んだ施設整備とすることで、災害時対応を可能とする。 		
【所管課】生活環境課				
○ 有害廃棄物等の処理体制の整備				
【施策分野 (2)】				
<ul style="list-style-type: none"> 災害時には大量の廃棄物の中に、有害廃棄物が混入する可能性が高くなる。分別に不測の日数を要するなど、復旧・復興への影響が想定される。 		<ul style="list-style-type: none"> 生活環境保全及び作業環境安全の観点から、他の災害廃棄物と分けて収集し、専門機関、専門処理業者へ委託して、適正に行える体制を整える。 		
【所管課】生活環境課				
○ ボランティアとの連携				
【施策分野 (2)】				
<ul style="list-style-type: none"> 災害時には、道路被害等の被害状況や感染症蔓延期に市外からのボランティアを見込むことが難しく、ボランティアが不足することが予想され、復旧・復興への影響が想定される。 		<ul style="list-style-type: none"> 震災発生時には、大量の災害廃棄物が発生し、それらを搬出及び運搬するうえで、ボランティアの協力が必要となる。社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターへ情報提供を行い、ボランティアへの周知を図る。 災害時にボランティア支援を受け入れるにあたり、社会福祉協議会等と連携し、作業上の注意事項や災害廃棄物の分別、仮置場の情報提供を行い、周知に努める。 		
【所管課】生活環境課、社会福祉課				

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

<脆弱性の評価>	<リスクへの対応方策>
○ 農業用使用済プラスチック（産業廃棄物）等の処理体制の整備	
【施策分野 (5)】	KPI（農業用使用済プラスチック回収回数） 【R6 現状】40回 【R11 目標】常時回収
<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、大量の農業用使用済プラスチックが発生し、風災害時には早期対応が図れず、不法投棄も散見された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・JAの敷地を借用し、市内3ヶ所で定期的に農業用使用済プラスチックを回収しているが、廃棄物等の処理体制を整備するため、農ビ、ポリ、粗悪品等と分別のできる処理場の集約や整備を検討する。 ・発災直後の混乱した状態の中でも、適正に災害廃棄物の処理を行える体制を、平時から構築する。 ・被災時に発生した農業用使用済ビニール等の産業廃棄物の処理について、関係機関と連携して適正に処理する体制を整備する。
【所管課】農業振興課	

第4章 リスクシナリオへの対応方策について

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態				
(1) 行政機能・消防・防災教育等	(2) 住宅・都市・住環境	(3) 保健医療・福祉	(4) 情報通信・交通	(5) 産業・農林水産・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
<脆弱性の評価>		<リスクへの対応方策>		
○ 応急仮設住宅等の円滑な提供				
【施策分野 (2)】				
<ul style="list-style-type: none"> 円滑に応急仮設住宅の建設や確保ができない場合は、被災者の生活再建が遅れるおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> 災害により住宅が全壊、全焼または流出し、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に、応急仮設住宅または応急福祉仮設住宅を県が建設し、提供する。 		
【所管課】 都市計画課				
○ 被災者生活再建支援システムの活用【再掲】				
【施策分野 (2)、(E)】				
<ul style="list-style-type: none"> 迅速な被害調査、罹災証明書の申請・発行、被災者台帳の作成を行えるよう体制を構築する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 被災者等の生活再建支援のため、茨城県と連携して被災者生活再建支援システムを活用し、マイナンバーカードを使ったびったりサービス（オンライン）での証明書申請やモバイル端末を利用した被害調査により、罹災証明書の申請から発行までを円滑に行うことで、復興を速やかに行う。 		
【所管課】 税務課				

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失				
(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
<脆弱性の評価>		<リスクへの対応方策>		
○ 文化財の啓発・保護の対策				
【施策分野 (2)、(A)、(D)】				
<ul style="list-style-type: none"> 文化財所有者の変更がされないまま所有者が死去した場合、文化財の所在が不明となってしまうため、平時から所有者を特定しておく必要がある。 コミュニティの崩壊は、無形の民族文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する地域での活動等を平時から仕掛けていく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 後世に残すべき文化財について、防火対策等を進めるとともに、文化的価値を損なわないよう留意する必要がある。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る必要がある。 各地域の人々に対し、地域に残る文化財のことを知ってもらい、大切に守り伝えていただけるよう周知を図る。 文化財については、後世に残すべき貴重な歴史資源であるため、管理者に対して、火災等により文化的価値を損なわないようにするため、その保全と防災について支援する。 とくしゅくの杜における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の劣化を最小限にとどめる必要がある。また、展示物・収蔵物のほか、有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブなど、文化財の保護対策を推進する。 		
【所管課】生涯学習課				

6-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(1) 行政機能・消防 ・防災教育等	(2) 住宅・都市 ・住環境	(3) 保健医療 ・福祉	(4) 情報通信 ・交通	(5) 産業・農林水産 ・国土保全
(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携	(D) 老朽化対策	(E) デジタル利用
＜脆弱性の評価＞		＜リスクへの対応方策＞		
○ 中小企業者への災害対策融資支援				
【施策分野 (5)】				
<ul style="list-style-type: none"> 企業の倒産等を防ぐためには、事業者の資金繰りやその他の経営の課題に対する十分な支援体制が必要となる。 		<ul style="list-style-type: none"> 災害時には経営の継続に必要な資金として、茨城県と協力し災害対策融資を行えるよう、支援体制を整える。 		
【所管課】 商工観光課				
○ 災害情報の収集・伝達体制の確保【再掲】				
【施策分野 (1)、(2)、(4)、(A)、(C)、(E)】				
<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の教訓から、災害時における情報伝達手段の多様化・多重化の必要性が強く求められている。 洪水浸水想定区域等に居住する住民に避難に関する情報の伝達ができない場合においても、住民の避難の遅れにつながり、人的被害が拡大するおそれがある。 		<ul style="list-style-type: none"> 災害時通信の基本である防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）、防災行政無線テレホンサービス、災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、メール配信サービス、防災情報アプリ、エリアメール（緊急速報メール）の維持管理に努めるとともに、様々な情報伝達手段の導入による通信路の多ルート化により、より多くの市民（情報弱者・観光客・外国人を含む）へ確実な情報伝達を推進する。 市内の保育所（園）、認定こども園と連携し、災害情報の共有を図る。災害発生時の連絡手段の一つとして、子育てアプリが活用できるよう、保育所（園）、認定こども園及び保護者の理解を深めるよう促す。 		
【所管課】 危機管理課、子ども家庭課、政策秘書課				
○ 災害廃棄物等の処理体制の整備【再掲】				
【施策分野 (2)、(A)】				
<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生する。発災直後の混乱した状態の中でも、適正に災害廃棄物の処理を行える体制を、平時から構築する必要がある。 一般ごみは、鉾田クリーンセンターと大洗、鉾田、水戸環境組合にて処理しているが、災害時には大量の廃棄物が発生し、処理が停滞することにより、復旧・復興への影響が想定される。 		<ul style="list-style-type: none"> 「鉾田市災害廃棄物処理計画」をもとに、大量に排出される廃棄物の処理を、迅速に行える体制を整える。また、被災による、ごみ処理能力不足を補うため、鹿行地区及び県央地区の相互支援協定や、財団法人茨城県環境保全事業団と緊急時における一般廃棄物処理に関する支援協定に基づく県内広域処理体制を整える。 新ごみ処理施設の整備を確実に進め、災害廃棄物を見込んだ施設整備とすることで、災害時対応を可能とする。 		
【所管課】 生活環境課				

第5章 計画の推進と進捗管理について

第1節 施策の重点化の設定

本計画においては、6つの事前に備えるべき目標を掲げ、この達成を妨げる24の起きてはならない最悪の事態を設定してリスクへの対応方策を立てています。国土強靱化地域計画策定・改定ガイドラインに基づき、効率的・効果的に強靱化を進めるためには、施策等の重点化を図りながら取組みを進める必要があります。

このため、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の基本的な考え方のもと、本市の施策等について、影響の大きさ、緊急度、本市の特性等を踏まえ、計画の基本目標である「人命の保護が最大限図られること（住民の命を守ること）」を最優先として、そのための「確実な情報提供」を優先事項と考え、重点化すべきリスクシナリオのプログラムを選定しました。

以下の重点化すべきリスクシナリオのプログラムに対応した施策を優先的に推進します。

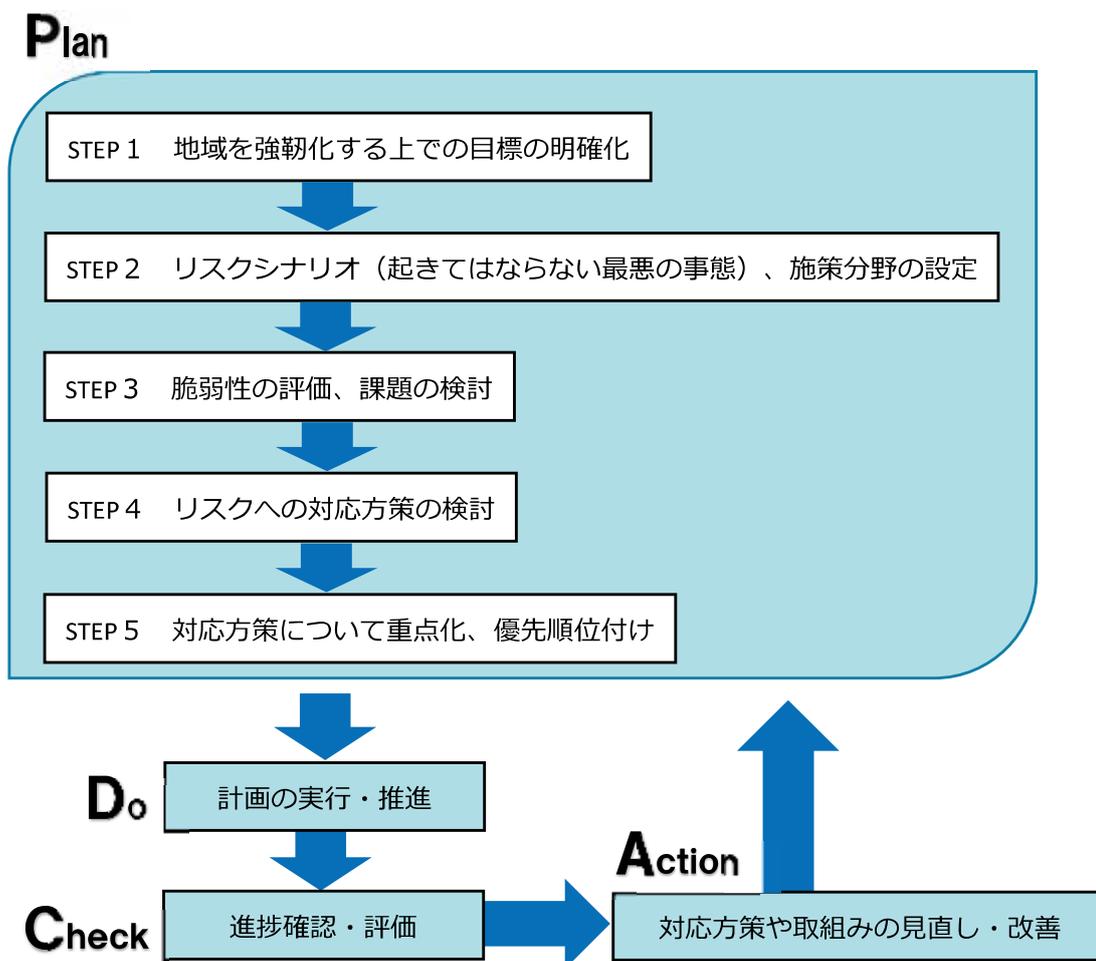
●重点化すべきリスクシナリオのプログラム

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

第 2 節 施策の進捗管理とPDCAサイクル

計画の実行性を高めるため、本計画に位置付けた施策や取組みの進捗管理については、本市の総合計画等の各種計画と整合性を図りながら計画的に推進するとともに、設定した KPI（重要業績評価指標）の達成状況を適宜把握し、進捗の管理に努めます。

また、計画の推進にあたっては、本計画での位置付けに基づきPDCAサイクル（Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善））に従って、進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、必要に応じて改善を図ります。



特記すべき推進施策の詳細について

「第 5 章 計画の推進と進捗管理について」を踏まえ、重要な取組として特に記すべき推進施策の詳細については別紙にまとめ、随時、事業や取組の見直しを行い、必要に応じて改善を図りながら施策推進に努めます。



銚田市

銚田市国土強靱化計画

令和7年3月

発 行：茨城県銚田市
編 集：政策企画部 政策秘書課
所 在 地：茨城県銚田市銚田1444番地1
電 話：0291-33-2111（代表）
ファックス：0291-32-4443